

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所第3号機、高浜発電所第1、2、3、4号機及び大飯発電所第3、4号機の設計及び工事計画（変更）認可申請並びに美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【2】」

2. 日時：令和5年4月6日（木） 14時00分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、北嶋推進官、星野室長補佐、高橋係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他27名（27名のうち、18名はTV会議システムにより出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 美浜発電所3号機 高浜発電所1, 2, 3, 4号機 大飯発電所3, 4号機 火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画（変更）認可申請ならびに保安規定変更認可申請の概要について
- ・資料2 美浜発電所3号機 高浜発電所1, 2, 3, 4号機 大飯発電所3, 4号機 電線管の火災防護（系統分離）対策に係る設計及び工事計画（変更）認可申請 補足説明資料（別添資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから関西電力株式会社の美浜高浜大飯の火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る施行。
0:00:11	認可申請後は保安規定に変更認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:17	衛藤関西電力の方から前回のヒアリングでの事実確認を踏まえて、修正した資料、一部情報を追加した資料が提出されてますので、まずは関西電力の方から修正点等後は資料の概要をご説明をお願いしてもよろしいですか。
0:00:40	はい。関西電力の吉澤でございますそれではパワーポイントの資料に沿って、前回からの修正点について説明いたします。
0:00:49	前回の主なコメントとしては申請対象と申請の範囲、これを明確にした上で、その申請内容について、説明できるように、資料構成含めて見直すようと。
0:01:03	というのが大きなコメントだったと理解しております。
0:01:06	表紙から順番に説明します。表紙ですけども、前は電線管の系統分離対策という格好で書いてたんですけども、
0:01:17	電線管自体が火災防護対象。
0:01:21	機器ではないので、火災防護対象ケーブルの系統分離対策にかかるといふふうに修正して参りました。
0:01:29	次右肩 1 ページいきまして、
0:01:33	申請理由のところですね、これまでの検査指摘の経緯とか、その辺書いてたんですけども、ちょっとその辺は今回のこの審査の中で、
0:01:45	対象に、検査とかそういったものは対象にはならないので、ちょっと簡略に記載を修正しています。
0:01:55	修正した場所は火災防護対象ケーブルの系統分離対策について、既工事計画、以下既工認というと現場を整合させる必要があると認識したため、
0:02:06	エコ対策工事の早期完了を目的に、高浜 1 号機は既工認の変更認可申請、それ以外は個別の設工認申請を行うとともに、保安規定に運用上必要な事項を追加するため、
0:02:19	同時に申請したものというふうに、ちょっと記載を
0:02:24	見直しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	設工認申請の内容についても、電線管の系統分離対策ということで書いてたんですけども、ここは火災防護対象ケーブルの系統分離対策というふうに修正しています。
0:02:38	なおというところで、申請対象を明確にしております。申請対象は火災防護対象ケーブルのうち、ケーブルトレイに敷設しているもの以外とすると。
0:02:51	いうことで、以下、火災防護対象ケーブルというふうにしていきます。
0:02:55	申請内容、申請書類ですね、前回添付資料で、健全性の説明書、これ高浜 12 号機については、
0:03:07	再稼働工認から内容に変更がないということで、記載を省略してたんですけども、高浜 12 号機以外のプラントについては、健全性の説明書
0:03:18	についても申請書類に入れてますんで、今回添付資料 2 というところで、説明書を追加しております。建設に関する説明書に記載している。
0:03:30	内容としては、本設工認で追加する系統分離設計により、既工認における安全設備及び、設計基準対象施設の設計に影響がないことを記載していると。
0:03:42	いうことで、1 時間隔壁等を設置することによる影響を、影響について記載している書類になります。
0:03:53	あと電線管のといった記載になった部分は、すべて火災防護対象ケーブルのというふうに見直しております。
0:04:03	右肩 2 ページ工事工程は変更ございません。
0:04:08	3 ページいきまして、
0:04:10	まず、本設工認申請の概要ということで基本設計方針の変更内容を記載しております。変更内容そのものは、前回から修正ございません。
0:04:22	4 ページいきまして、本市設工認申請の概要 2 分の 2 ということで、このページを今回の申請の対範囲、
0:04:32	これを明確にするために追加しております。
0:04:35	申請の内容としては、火災防護対象ケーブルの系統分離設計の追加ということで、真木工認に記載している火災防護審査基準 2.3. 1、
0:04:48	(2)または紙に基づく設計色に加え、隔壁等の設置と運用面の措置を組み合わせた設計は、基本設計方針に追加すると。
0:05:00	いうことで、その対カーナ内容が、これまでの既工認の内容と比較して、わかるようにですね、表を追加する形にしております。
0:05:12	系統分離方法をですけども火災防護審査基準 2.3. 1 の(2)に、ABCの対策ありますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:22	それに相当する、設工認の基本設計方針、移動は、これを対応する形で整理した上で、それぞれの対策、
0:05:35	の中で、各駅等をどうするか、あと火災感知自動消火をどうするか、あと運用面の措置、何をするかというところを、一通り整理しています。
0:05:47	Aポツは、3 時間以上の耐火隔壁でcポツは、1 時間の耐火隔壁、あと電線管の相互の分離には電線管内での自己消火というもの。
0:06:01	方にも期待しているという内容です。
0:06:04	bポツは、
0:06:05	可燃物のない水平距離 6 メーター以上の離隔ということで、これが隔壁等に相当するというふうに整理しています。今回追加するポツ、
0:06:16	これは 3 時間以上または 1 時間の耐火隔壁。
0:06:20	を、水平距離 6 メーターというものを意識してその範囲に設置というふうにしてございます。
0:06:27	電線管内の自己消火については、これはCポツと同様に、
0:06:33	隔壁相当というふうにみなして、記載しております。
0:06:39	あと火災感知自動消火についてですけども、火災防護対象ケーブルについては、電線管内での自己消火、これが感知消火に相当する、
0:06:50	対策というふうに整理してます。
0:06:53	固定化菜園に対しては、ポツはなしでcポツ、B、bポツについては、火災感知自動消火、これを設置すると。
0:07:05	今回追加する対策。
0:07:08	ですけども、これもCポツ、bポツ、
0:07:12	と同様に設置するという方針にしております。
0:07:17	持ち込み可燃物ですけども、Cポツの対策は、防護対象の電線管の周りに、
0:07:27	スプリンクラーですけども、それを設置するということを書いております。bポツは、水平距離 6 メーターの範囲外。
0:07:37	に、持ち込み可燃物が置かれる可能性がありますんで、そこに設置するというふうにしております。
0:07:45	今回追加する部分は、6 メーターの範囲内は可燃物持ち込み禁止ということで、火災感知消火、これは設置対象外というふうにしています。
0:07:58	運用面ですけども、
0:08:02	可燃物の持ち込みについては、bポツは、水平距離 6 メーター以上の離隔内に金光持ち込み禁止で今回追加する対策。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:14	も 6 メーター以内の可燃物の持ち込み禁止というふうになっています。火災の早期感知消火、これは持ち込み可燃物に対しての、
0:08:25	火災感知消火が今回追加する対策ではないというところを踏まえて、運用面の措置として、水平 6 メーターの範囲外に適用するというふうにしております。
0:08:43	で、右肩 5 ページ、
0:08:46	行きまして、今回追加する系統分離設計の、各隔壁等の設置について、イメージ図で、わかりやすく、
0:08:56	説明を追加しております。今回Cポツ、1 時間耐火隔壁という対策に、bポツの水平 96 メーター以上の離隔と、
0:09:08	いう考え方を組み合わせる形で、cポツと同等の設計という意味合いで、水平距離 6 メーターと
0:09:18	いうところを意識した対策を打つということで、右の方に考え方の整理結果と書いてますけども、1 時間の耐火能力を有する隔壁。
0:09:30	マニュアル＝可燃性物質の内水位計 6 メーター以上の離隔というふうに考えまして、組み合わせイメージで、例えばA系の
0:09:41	電線管を防護するというふうにした場合に、その周囲 6 メーター、ここを可燃物のない水、離隔というものを確保することで、
0:09:53	1 時間耐火隔壁相当の隔壁。
0:09:58	を設けると、そういった
0:10:01	考え方で設計するというふうにしております。
0:10:10	6 ページ 7 ページは、
0:10:14	実際にその可燃物の内、6 メーターの離隔ということ。
0:10:23	考え方は、
0:10:26	整理するんですけども、実際は固定化際限がその中にあるということが実態ですんで、固定火災に対しての、
0:10:36	分離をどうするかというところをそれぞれ整理しております。
0:10:42	6 ページの左側、固定化再現が電気盤の場合ですけども、電気盤、
0:10:49	人、
0:10:50	1 時間耐火隔壁、これを
0:10:55	設置すると、1 時間耐火隔壁としては、電気盤の鉄板、
0:11:02	プラス、必要な離隔距離、これで 1 時間相当とみなせる場合もありますし、離隔距離が短い場合、
0:11:12	これは実際に耐火隔壁となる。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:17	また、発泡性被覆を設置するとか、そういった対策をとるといふようになります。
0:11:26	ケーブル等については、これも離隔距離、
0:11:31	まあまあ、長ければ、てやっぱ
0:11:36	トレイの蓋ですね、トレイの蓋をつけることで、鉄板＋離隔距離がこれで1時間相当と、離隔距離が短ければ、
0:11:46	発泡性の被覆をつけるとか、そういったことで、理科、隔壁等を設置すると、そういった対策になります。
0:11:59	7ページいきまして、今度は油内包機器が6メートルの範囲内にある場合を記載しております。
0:12:07	ポンプBポンプと書いていますけども、Bポンプに対しては、可燃物のない6メートルという離隔が1時間隔壁、
0:12:20	になりますんで、防護対象のA系の電線管とABポンプの分離はこの離隔距離で、
0:12:29	やると。
0:12:30	ポンプは、6メートルの範囲内にありますんで、そこから6メートルの範囲には、
0:12:38	実際に隔壁を設置しまして、それより離れているところについては、6メートルの
0:12:46	離隔、これで各駅相当というふうに、
0:12:52	見直すと、そういう設計にさせていただきます。
0:12:58	次8ページ行きまして、今度は火災感知自動消火の設置のイメージを書いております。赤字部分が今回の設工認で、
0:13:09	追加する、設計に相当する設備、
0:13:14	になりますんで、一つは、電線管の自己紹介を、火災感知消火の代替とみなすという部分、これまで発生防止で、
0:13:27	この自己消火というところは、説明しておりまして、系統分離の中でも、もともと、
0:13:37	この対策を見込んで、
0:13:40	いたんですけども、
0:13:44	申請書の中で、
0:13:46	明確に読み取れないというところもあったので、今回記載を追加。
0:13:52	する形で、明確化するということをしてさせていただきます。
0:13:57	あと可燃物の持ち込み。
0:13:59	A、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:01	王様持ち込まないという対策を追加するのと、
0:14:06	電気盤に対して、系統分離の観点で、エアロゾル消火設備、これを設置するところを、
0:14:15	今回追加してございます。
0:14:21	9 ページいきまして、審査対象条文ですけども、14 条 15 条、主語がよくわからないというコメントありましたんで、
0:14:32	主語として十四条は安全設備該当する、火災防護対象機器等がというふうにしてございます。
0:14:42	15 条は、設計基準対象施設に該当する火災防護対象機器等がというふう集合しております、
0:14:52	そういった火災防護対象機器等が本対策により必要な機能を損なわないことを確認する必要があるため、審査対象条文と、
0:15:03	そういうふうに整理してございます。
0:15:08	20 ページですけども、許可整合の記載ですが、大枠は前回資料と変更ないんですけども、中段の
0:15:19	二つ目の矢羽根ですね、まず設計進捗という言葉が、ちょっとわかりにくいというところがありましたんで、記載ぶりを修正しております。
0:15:32	二つ目の矢羽根読みますけども、本設工認にて追加する火災防護対象ケーブルの系統分離設計は、
0:15:43	基本設計段階の設置許可に記載している、火災防護審査基準 2.3. 1 (2)AまたはCの対策に、
0:15:54	B-A水影響 6 メーターの考え方を取り入れた設計であり、設置許可の A から C から発生した設計を、詳細設計段階の設工認で追加するものであると。
0:16:06	いうことで、
0:16:08	設計進捗というところの意味合いをちょっとかみ砕いて、
0:16:15	記載をする。
0:16:16	修正を行っております。
0:16:19	なお本設工認申請は、この発生した設計が既工認から明確に読み取れないため、基本設計方針において明確化するために実施していると。
0:16:29	いうことで、今回の申請、
0:16:33	の意図というものも記載してございます。
0:16:40	11 ページ 12 ページは、
0:16:43	前回から少しだけ修正します。11 ページは、火災防護対象ケーブルを収納する電線管、電線管だけだと、ちょっと後、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:55	申請対象が不明確になるんで、火災防護対象ケーブルを収納するという枕言葉を追加しております。
0:17:04	12 ページですけども、赤字部分の括弧Bの記載の中に、目的としたと、たが緑色、
0:17:14	してございますけども、前は、目的として火災の影響軽減のために、
0:17:23	ための可燃物の持ち込み管理という記載でしたけども、火災の影響軽減だけではないのではないかと。
0:17:30	発生防止も、
0:17:32	発生防止のためにも、可燃物持ち込み管理がやっていますんで、そういったことも読み取れるようにということで、
0:17:43	火災の影響軽減というワードがこれを削除しております。
0:17:49	ただ今後こういうふうに修正したいというふうに考えて、本日の資料では目的としたとしているんですけども、
0:18:02	実際今の申請自体は、火災の影響軽減という記載がありますんでですね、審査会合当日の資料では、火災、
0:18:13	その影響軽減と、今の申請書通りの記載にちょっと戻させていただいて、審査会合で審議いただきたいと。
0:18:24	そのように思っております。
0:18:27	修正内容は以上になります。
0:18:34	すいません。
0:18:36	一番最後の説明だけちょっと私聞き飛ばしちゃったんですけど、
0:18:40	一番最後の説明はあり今の資料を、今日使っている資料をさらに修正するってことでしたっけごめんなさい。
0:18:48	関西電力遊佐です。今日今後このように修正を考えているということで一旦修正したものをお持ちしたんですけども、
0:18:58	実際今申請している内容はこれとちょっと違ってますんで、審査会合で、
0:19:08	修正していきなり出すと、ちょっと実態とそごが生じるんで、審査会合では、ちょっと元に戻した。
0:19:16	前回の資料と同じ
0:19:19	内容でちょっと出ささせていただきたいと。
0:19:22	ということで、江藤規制庁西内ですけど、当然説明の仕方だけだと思っていて、もちろん申請書は変えられないんですよもちろん。
0:19:30	ただ、初回の事実確認でいろいろと頭を整理して、そちら関西電力としても修正が必要だと思ったのでこういうふうになりたいと思っております

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	うのはそういう説明をすればいいだけだと思うので説明の仕方おまかせします。はい。
0:19:44	そういう意味では今日のヒアリングで、これは、
0:19:47	今こういうふうな理解をしていますっていうふうに思って、事実確認すればいいんですかね、我々は。
0:19:54	はい、関西電力ヨシダでその通りでございます。
0:19:58	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:20:01	パワーポイントの修正内容は以上ですかね。
0:20:05	はい。
0:20:07	わかりますと、先に一通り行きますかね。あと補足説明資料の別添資料、施行人の別添資料ですかね。
0:20:17	当然プラント分追加いただいていると思うので、
0:20:20	ちょっと分量がそれなりに多いので、まずは1プラント分どこかの資料構成的な意味合いでは読み方的なところでちょっと説明をいただき儘田通していただいてもいいです。
0:20:31	はい。関西電力吉田でございます。それでは補足資料の決定について、資料の読み方。
0:20:38	これについて竹田の方から説明いたします。
0:20:44	はい。関西電力の竹田でございます。それではお手元の補足説明の資料側の、今回は、
0:20:54	今回追加いたします。そっちパターン派と言っているところの措置パターンが最も多い高浜1号機を
0:21:01	例に、まず図の見方とか表の見方のところを説明させていただきます。
0:21:08	それでは、別添、2-1としておりますところの、
0:21:13	まず表の方から、
0:21:16	リストの方からちょっと説明をさせていただきます。
0:21:20	別添2-1、高浜12号機の影響軽減対策というところで、エクセルのリストをつけてございます。これの右下の2ページの方を、
0:21:31	お願いいたします。
0:21:40	この表、
0:21:42	は、既工認で、ケーブルトレイの系統分離対策を整理しました。提出している表に、今回の防護対象ケーブルを収納する電線管の措置パターンを、後段の方に地域する形で、
0:21:57	整理した表になっております。
0:21:59	で、後段の方では、防護する形と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:03	あと、ケーブルトレイ、あと防護する電線管の有無、そのあとに基本設計方針という欄を設けて、ここにオオハシという基本設計方針で示しました各対策、
0:22:16	の方をここで示しております。その一番後ろの備考欄の方に、各医療班に対する具体的な措置内容、
0:22:26	を示しております、それを各火災区画ごとに整理した表となっております。
0:22:35	まず、代表でいきますが、まずすいません、先ほどヨシザワの方からパワーポイントの資料で説明がありました通り、基本設計方針の方にはあとありまして、
0:22:48	伊井の方が3時間以上の耐火隔壁映像が1時間以上の耐火隔壁プラス換気自動消火、
0:22:56	につきましては、水平距離6メートルの考え方を取り入れた、とろうとの同等の対策と、
0:23:03	いうものの、3種類がございます。
0:23:06	で、この表で、まず、
0:23:11	イの対策なんですけれども、イの対策、3時間以上の対策というのは、この屋内の現場におきまして、そういった離隔でありますとか、壁で区切るといった対策となりますので、そういったものは
0:23:27	ほとんどございません。
0:23:29	ほぼとろうとハード対策となっております。
0:23:32	で、その対策の例を一つ説明させていただきます。等の対策、1時間耐火プラス感知消火の対策です。
0:23:44	この表の中ほど、
0:23:47	2の火災区画、AとBのスイッチギア室というところが、中ほどにございます。
0:23:55	ここは防護対象の系統が、A系、
0:24:01	ケーブルトレイ及び防護する電線管がある区画となっております、基本設計方針の措置としては、口の対策となっております。
0:24:11	で、措置内容としましては、源泉かに対する措置をすると、いうことをここで記載しております。
0:24:19	あと同じく一番下ですけれども、同じくAのスイッチギア室の区画なんですけれども、ここは防護する対象がB系。
0:24:27	で、同様にどの記載、
0:24:30	措置内容も同じ記載となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:48	すいません関西電力吉田でございます。今高浜 12 号機の例で説明しておるんですけども、
0:24:58	まだ丈夫でしょうか。
0:25:01	大丈夫です。はいどうぞ。
0:25:04	では説明の方を続けます。関西電力だけであります。はい。
0:25:11	これは土肥道路対策で、炉につきましては、1 時間耐火隔壁ということで、電線管の方に、小浦ッキングというちょっと書いてますけど電線管の方に耐火隔壁を設置する措置。
0:25:24	あとプラス感知消火を備えるという対処をする区画となります。
0:25:30	続きまして、今回の工事で追加いたします。措置パターンのは、
0:25:37	です。
0:25:38	%につきましては、
0:25:40	代表としまして、
0:25:44	下から二つ目のところをお願いいたします。一次系。
0:25:49	冷却水クーラー室という、
0:25:52	火災区画になります。こちらの方は、防護する系統が、B系統で防護するケーブルトレイ電線管がそれぞれありで、基本設計方針措置パターンはと。
0:26:04	示してございます。
0:26:06	で、備考欄の措置内容のところ、電線管のラッピング、
0:26:13	こちらについては、
0:26:16	部分的に電線管の方にラッピングするというものになってございます。
0:26:30	はい。すいません一部、四角囲みの
0:26:36	非公開、向こう会議、非公開できない情報の方、しゃべっております申し訳ございません。
0:26:43	そうですね。
0:26:45	勝野君。
0:26:47	はい。電線管に対する措置、あと、ケーブルトレイに対する、
0:26:53	処置。
0:26:55	すいません、あとすいません。2 ポツ目から 4 ポツ目までは既工認の、すでに記載している内容を書いておりますので、今回とする内容としましては、
0:27:05	下側が 123 三つあります、電気盤、この 3 年電気もあるんですけども、この電気盤という火災元に対する処置、対策を実施しているという旨をこちらに記載してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:21	で、もう一ついろんなパターンですけれども、次のページの3ページ目の一番上の区画をご覧ください。
0:27:31	一番上の一次冷却水本物同じくなんですけれども、ここの防護する系統B系。
0:27:39	となっております。こちらにつきましても、同様に電線管、あとケーブルトレイ、あと電気盤、
0:27:46	での処置といい、
0:27:48	形で記載してございます。
0:27:55	すいません、ページ戻りまして2ページ目の方をお願いいたします。2ページ目の方で、今、電線管、あと電気盤の方向、記載であったんですけれども、
0:28:08	一つ、ケーブルトレイの記載、
0:28:13	の例といたしまして、
0:28:17	下から四つめ。
0:28:20	2ページ目の下から四つ目の一次系リレー室という火災区画になります。
0:28:26	こちらの措置内容欄を見ていただきますと電線管、
0:28:30	あとケーブルトレイの蓋。
0:28:33	あと、ケーブルという伝えるのは1時間耐火シートを張りつけという形でトレイ側にも措置する内容が記載されるのがこのパターンになります。
0:28:46	はい。関西電力の竹田です。補足の説明の方を続けさせていただきます。今ほど説明しておりました、別添2-1のほうのリスト。
0:28:57	につきましては、ロとハの措置パターンというのはこのような記載で文字の方で整理しているという表になってございます。
0:29:07	あと、ここ書ききれてないんですけれども、上から四つ五つ目六つ目とのところで、
0:29:17	基本設計方針が、ハード老というふうには違いはあるんですけども、
0:29:25	措置内容の方が、電線化に関わる記載になっていると。
0:29:30	いうところ。
0:29:31	があるんですけれども、こちらにつきましては、
0:29:36	1時間の耐火隔壁+感知消火という、
0:29:41	措置になりますので、消火設備の方が十分にまだ完成していないとできないといったところにつきましては、
0:29:51	ハの措置、
0:29:52	となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:53	増加設備の方も、すでにそなえるその合っていると。
0:29:58	いうものであるものは、どのパターンという違いがございます。こちらの方も、
0:30:05	今口で申しましたけれども、ちょっとわかりにくいので、ちょっと今後、備考欄の方に、その辺わかるようにちょっと明記していきたいと、いうふうに考えてございます。
0:30:17	表に関しては以上でございます。
0:30:20	今ほど表で説明しました、火災区画につきまして、別添 2-2 の方に提出しております、江藤河西各火災区画の対策範囲と、措置内容、
0:30:35	を示した図面の方で説明させていただきます。
0:30:39	別に別添 2-2、高浜 12 号機の図面の
0:30:48	右下 3 ページをお願いいたします。
0:31:02	まず 3 ページの方で、下段に示しております、各凡例について説明させていただきます。
0:31:09	まず、措置パターンとしまして、ポツ、3 時間以上の耐火隔壁。
0:31:16	というパターンにつきましては、左側のポツの雲マーク。
0:31:22	で示したものの、この 1 パターンのみ、
0:31:25	となります。
0:31:27	次に、ローポツ、
0:31:31	1 時間の耐火隔壁＋感知消火で、措置する範囲につきましては、この左下の赤色の雲マーク。
0:31:40	この 1 パターン。
0:31:42	となります。
0:31:44	最後に、今回追加いたします。ポツの措置パターンにつきましては、判例の、2 列目に記載しております。この
0:31:55	青色のハッチングコガ、ポツというふうに書いてまして、可燃物の持ち込み範囲をする。
0:32:03	管理をする範囲。
0:32:06	二つ目に、青色で示しております電線管への措置、
0:32:11	その下が三つ目としまして、黒岩の雲マークと、その下、黒い色の流れ発注があるんですけども、その二つにつきましては、ケーブルトレイへの措置、
0:32:25	ウエノウエノ方が、ケーブルトレイ蓋を設置する措置。
0:32:30	その下にあります、黒田のハッチングが、ケーブルトレイの蓋にさらに 1 時間耐火シートを設置するパターンとなります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:39	次に、四つ目としまして、
0:32:42	電気盤、電気盤への対策。
0:32:45	今の緑で、
0:32:46	示したものになります。
0:32:48	一番下の、
0:32:50	下側、油内包機器、
0:32:53	への対策。
0:32:54	というものが
0:32:56	オレンジ色で示した枠というふうになります。これらの五つのパターンを組み合わせることで、埋土と同等の処置と、
0:33:08	するものが、このハの
0:33:10	対策となります。
0:33:13	措置としてはこのイロハのハがたくさんこの組み合わせになるんですけども、この三つ。
0:33:19	により、三つのパターンにより、各火災区画ごとに処置内容を示しているという図になります。
0:33:31	はい。
0:33:31	続きまして、上の方の図ですけれども、火災、各火災区画の番号の方に、赤字で記載しておりますところ、
0:33:42	ここが今回処置対象となる火災区画となります。
0:33:46	こちらの方には、防護するA系列、A系B系、
0:33:51	で、その後ろに措置の医療はというところの措置内容の方をこちらに来て、記載してございます。
0:34:03	同じページで、
0:34:07	これ位のパターンは来ないんですけども、まず口のパターンの見方の方をちょっと図の方を見ながら説明させていただきます。
0:34:22	どのパターンですけれども、ちょうど図面の真ん中にあります、当間、ケイ素治療というふうに書いているところ。
0:34:34	でございます。
0:34:39	いろんなパターンにございましては、先ほど凡例で示した、説明しました通り、この赤色の雲マークで、区画内の電線管すべてに、
0:34:51	電線管、1時間耐火隔壁を設置すると。
0:34:54	いうところで、その対象となる電線管の範囲を赤色のマークで示しているところになります。
0:35:04	その区画につきましてはその赤い小マークのみが記載されていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:09	いう形になります。
0:35:16	続きまして、組み合わせているところのハのパターンを一つ説明いたします。
0:35:23	下の下段の方の右から三つ目のところに、利益措置はという比較的大きな性格がございます。
0:35:34	こちらにつきましては、
0:35:40	ここは
0:35:44	電線管への措置、
0:35:47	と、電気盤への対策、これ3年分ですね。
0:35:52	の方を含んだところであると、青色のハッチングあります通り、可燃物の持ち込み管理を実施する範囲という三つの
0:36:03	措置を組み合わせて、1時間耐火隔壁相当を達成している。
0:36:10	区画となります。
0:36:12	まず電線管ですけれども、
0:36:15	このマークで示しております青色の雲マーク。
0:36:21	説明しているところ。
0:36:23	あと、ここはA系B系、両方の系列がの電線管が存在いたしますので、右側の方は、青色、
0:36:35	すいません、左側の方が多いのですね、右側のオガワの緑色。
0:36:39	で、それに対する電線管の対策といったところで、電線管に対する対策が記載する。
0:36:46	対策をする範囲がここで示しております。
0:36:50	ここで、なぜこの範囲だけ電線管をまくのかといったところなんですけれども、このちょうど赤ポツの印で、固定の河西元、
0:37:00	これ油を内包するポンプモーターを示しておりますけれども、この範囲内6メートル範囲内に電線管が存在すると。
0:37:11	ということで、油内包機器に対する対策といたしまして、電線管の方に1時間耐火隔壁を設けると。
0:37:18	いう処置を実施している範囲となります。
0:37:24	続きまして、同じ区画内に、緑色の
0:37:30	マークしたところがあるんですけれども、こちらは、この電線管の6メートル範囲内にある電気盤になります。
0:37:38	この電気盤に対しましても、1時間耐火隔壁相当の措置、プラス感知消火と。
0:37:46	いう措置を実施しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:50	実際の措置としましては、電気盤の
0:37:56	側面等への措置もしくは鉄板の厚みの確認プラス、電気盤内にエアロゾル消火設備を設置するという対策を実施しております。
0:38:12	で、申します青で示しているところが、この区画の可燃物を持ち込みを禁止するエリア、
0:38:22	というふうになります。
0:38:30	簡単ですが一応一通り1例だけ説明させていただきますけど、ここで切りまして、ご質問の方いただきたいと思います。よろしくお願いします。
0:38:43	はい、規制庁西内です。
0:38:46	ちょっと詰めず後にして、パワーポイントからじゃあ一通りでいきましょうか流れで、
0:38:55	ちょっとまず全体なんですけどね、前回のヒアリングで事実確認させていただいて、いただいた事項は、今日一通り回答があった、まね修正されたって理解でいいんですけど。
0:39:10	はい。関西電力吉田でございます。前回審査会后資料について、コメントいただいた内容につきましては、今回、すべて修正したとして持ってきたと。
0:39:23	ということで、認識してます。
0:39:27	審査会合資料2というか、単純に我々事実確認させていただいて、何らか追加で情報を出さないといけないと思っている。
0:39:37	事項についてはもう全部出したってそういう理解でいいんですけど。
0:39:43	もう少し言っちゃうとですね、ああ言っちゃうとですよ。まず、まずもって、これは大前提なんですけど18ページの説明がなかったんですけどってというのが一つと、
0:39:59	ご説明いただきましたけど、すみません。そうですか。はい。
0:40:03	説明されてないです。はい。だから何で説明しないのかって話と、
0:40:08	あと、これ多分前回のヒアリングで斎藤市長からですかね、お話あったと思いますけど、
0:40:15	すみません。
0:40:16	7ページ目。
0:40:18	のところで440Vっていう部分の考え方っていうところろの説明はお願いをしたつもりだったんですけど、それは多分今回特に追加されてないような気がするんですけど、というところがあったので、
0:40:30	ちょっとまず今日のヒアリングの位置付けを確認したかったっていうところろです。反映できるものは反映しました。この点については検討中です

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	ということであればその旨を明確にまずしていただきたいんですけどってのはスタートですかね。
0:40:43	はい。関西電力吉田でございます 7 ページで電気盤の河西生み出す範囲について、ジャック等についてご質問いただいた。
0:40:55	部分につきましては、ちょっとまだ調査中といたしますか整理中でございます、本日、
0:41:04	追加でお出しする情報はない状態でございます。
0:41:13	衛藤規制庁西内ですけど、言われた部分という言われた部分に対して説明して欲しいというわけではなくて、まず今日のヒアリングの位置付けを明確にして欲しいというコメントと思って欲しいんですけど。
0:41:24	関西でいうと話です。
0:41:26	ちょっと前、前回のいただいたコメントをちょっとまず表示させていただいて、今日どれが説明できるのかというのをちょっと明確にしたいと思いますが、
0:41:35	事業本部の前回
0:41:38	ホワイトボードの
0:41:41	ものってというのは、共有化できますかね。
0:41:48	ニチリョク事業本部田仲です。共有いたしますので少々お待ちくださいませ。
0:41:54	江藤なんか画面共有いただいてもいいんですけど、ちょっとこっち人数もそれなりにいって目とかないところにいる人もいますので、基本的には読み上げて口頭で説明をお願いします。
0:42:58	規制庁西内です少々お待ちください。
0:43:02	衛藤規制庁ニシウチです。準備できたら、お願いします。
0:43:07	はい。監視ロケット。
0:43:10	失礼しました。
0:43:11	関西電力、吉田でございます。前回のヒアリングでいただいたコメント、今画面に映しておりますけども、上から順番に、本日、
0:43:22	どの範囲説明。
0:43:24	していますかというところを明確にしたいと思います。
0:43:28	コメント事項審査会合資料案というところの全体、
0:43:34	いいですけども、申請対象範囲を明確にすることというコメントに対しては本日の資料に反映して参りました。二つ目の矢羽根で、
0:43:44	3 ページの火災防護対象機器の追加に関して申請上の扱いを明確にして、説明すること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:52	ということで、3 ページですけども、これちょっと、
0:43:59	資料構成が前回、
0:44:01	ヒアリングから今回にかけて、変わってるんですけども、
0:44:08	新海
0:44:13	前回の資料でいくと、今回の資料で、
0:44:23	18 ページ。
0:44:27	2、参考 4 ということで火災防護対象機器等の追加、これを記載しておりますけども前回資料では、3 ページ目に、これを記載していくという、いうものでございます。
0:44:40	18 ページですが、今回火災防護対象機器等の追加ということで、現地の制御盤、これを
0:44:53	火災防護の説明書の一覧表に、対象機器として追加してるんですけども、これについては、
0:45:02	施設購入の本文、
0:45:06	の変更は伴わない、適正化に
0:45:11	当たる修正ということで、本設工認の申請範囲ではないという位置付け。
0:45:21	考えてございます。
0:45:23	斉藤さんから、この火災を対象機器追加する。これが火災減となって、今回実施する系統分離対策に何か影響する。
0:45:35	のではないかとということのご質問いただいたんですけども、これらの版については、すべて 440V 未満と、
0:45:46	いうところで、こちらとしては、火災防護対象、葛西元ではないという整理、また 440V、
0:45:56	未満か以上かで、切り分けること自体、
0:46:00	対してもご質問いただいておりますけども、それはまた、その質問に対するの回答ということで、また切り離していただく。
0:46:10	説明させていただきます。一旦は
0:46:14	18 ページ、参考の方に移動したと。
0:46:17	いう形にしてございます。
0:46:21	三つ目の矢羽根、4 ページから 6 ページ、申請する各設計が審査基準に対してどのように、同等水準を達成するか。
0:46:32	についてわかりやすいように、資料を重視することと、
0:46:36	ということで、
0:46:43	これ前回の 4 ページが今回の資料でいうと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:51	今回の資料の 4 ページ。
0:46:55	5 ページ。
0:46:56	の、
0:46:59	4 ページですね、4 ページの部分に相当するんですけども、今回その系統分離設計の追加というところで、既工認から何を追加したかというところを、
0:47:12	表形式で整理してお持ちしたということで、回答を
0:47:18	していきたいと考えております。
0:47:21	また、9 から 11 ページ具体的設計の、
0:47:26	説明と関連づけた構成と、
0:47:29	いうことで、
0:47:31	前回旧から、
0:47:34	11 ページですね。
0:47:36	これは笠井編として電気盤ポンプ、あとケーブルトレイ、これをすべて、
0:47:46	統合したような対策イメージを記載していて、どれの対策でここに 1 時間隔壁を設置するかとか、
0:47:56	ちょっとわかりづらいというところもありましたんで、それは今回の資料で、
0:48:02	5 ページから、
0:48:05	7 ページまで、まずは隔壁。
0:48:09	の考え方、これがわかるように、まず 6 メーター離隔ってというのはどのように考えているかというところを 5 ページに示しまして、あと、6 ページ 7 ページは、括弧で火災に対しての、
0:48:25	隔壁の設置の考え方、これを示す形で、
0:48:31	説明、資料構成を見直してきた。
0:48:34	ということでございます。
0:48:36	前回資料 11 ページでは、
0:48:43	これ
0:48:46	あれですね、まり、各駅+感知消火、これを、これをごっちゃにしたような形で、今回の
0:48:57	設計が同等水準であることという、そういった説明をしていたんですけども、
0:49:04	これについては、
0:49:08	まず同等水準であるという説明については、今回資料の 5 ページ。
0:49:14	もともとのCポツBポツ、この考え方を組み合わせて、水平距離、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:22	6メーター以上の比較っていうのを、1時間耐火隔壁相当とみなす考え方、これを明示的に、
0:49:32	整理して、まずは持ってきたと。で、火災の感知消火の部分については、今回は8ページの資料で、各駅とは、ちょっと別にして、
0:49:43	感知消火の説明をする形で、資料構成を見直してきたという内容でございます。
0:49:52	7、
0:49:54	五つ目の山に、
0:49:56	7ページ許可整合について、どのような理由で許可制限をしているかというところの説明につきましては、今回の資料の10ページ、
0:50:07	の方で、緑字の部分、
0:50:09	修正、
0:50:13	してきました。
0:50:14	ということでございます。
0:50:17	次の矢羽根8ページ関連条文について、条文の主語を明確にすることで反応性ってのはどのように関わってくるのか、わかるようにということですけども、
0:50:28	今回資料9ページで、主語として、安全設備、或いは設計基準対象施設に該当する火災防護対象機器等がと。
0:50:40	ということで、主語を書いております、火災防護対象機器等等というのは、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル、
0:50:52	ありますんで、今回火災防護対象ケーブルの系統分離設計ということをやりますんで、ここの火災防護対象機器等がと。
0:51:02	いう集合の中に、今回の対象とするケーブルが含まれると、そういうことで考えております。
0:51:13	最後保安規定の修正案Bポツ、括弧Bのイトウについてということで、これは今回資料12ページで、目的と、
0:51:24	したとしたと。また、というふうに緑字で書いておりますけども、意図としては火災の影響軽減対策だけではないと。
0:51:34	いうところで、こちらも考えまして、修正してきましたということでございます。
0:51:42	その次その他補足説明資料、27ページ火災について445トン未満を火災園とみなさないことについて、
0:51:52	JAC4626を引用できる理由を充実することということで、これにつきましては、現在まだ政治中でございます、
0:52:04	まだ資料への反映ができていないという状況でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:09	はい。以上です。
0:52:11	はい。
0:52:12	規制庁西内です。
0:52:14	衛藤ご理解はいただいていると思いますけど、今日初めてではなく、ただ要は独立しているわけではなくて、続いていくので、我々が確認したことに対して、説明をしているのであれば、
0:52:28	すべて説明をしているのか、一部だけなのかという位置付けをしっかりと明確にさせていただく、もしくは我々がつい確認を追加でしているもの以外に、自主的に何かこれ説明してるんですよ追加でっていうものだったらそれはそれで明確にさせていただかないとわからないですよね。
0:52:44	ていうところでしっかりそのすいませんその管理をいただきたいなというところでした。
0:52:49	そうしないとそれなりに資料も膨大ですので、どこの部分が何で変わったのかが管理できないんですね我々も。はい。
0:52:55	まず説明の際にはそこをしっかりと把握をいただきたいというところで、別にリスト管理をしなくてもいいですし、前回ヒアリングでいただいたものはすべて今日回答させていただきますということでその一言だけでも明確になるので位置付けが、
0:53:09	はい。後というところをしっかりとお願いします。
0:53:13	これは今後も含めての対応ですね。はい。
0:53:17	関西電力駒井でございます。承知いたしました。すべてであればその事冒頭に申し上げますし、一部の場合はですね、ちょっと表示するかどうかあれですけども、どこを説明して、
0:53:28	どこがまだなのかと、いうことを明確にいたします。
0:53:33	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。じゃあ、その上で、ちょっと一つずつもう、
0:53:39	順番に確認していこうかなと思いますけど。
0:53:44	マツオ前回確認をした事項と、あと新しくちょっと確認をしたいことも含めて、ちょっと全体通して1ページ目からいきたいと思います。
0:53:55	ちょっと1ページワー、一番最初の申請理由のところなんですけど、
0:54:08	ちょっとここが一番よくわからなかったところで、
0:54:14	規制委員会の方でも、規制委員会に報告、我々が現状の今後の現状報告と今後の対応方針を検査部門が報告するにあたってですけども、関西電力の方から現状、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:27	関西電力の認識と今後の考え方っていうのを多分提出いただいた上で報告をさせていただいてると思うんですけど。
0:54:33	衛藤。
0:54:34	申請理由のところの対策工事の早期完了を目的にっていう3行目書いてあるじゃないですか。
0:54:43	ちょっともう少し申請理由を充実いただきたいなあと思っていて、
0:54:52	結局、
0:54:53	現状が
0:54:55	どういう、
0:54:57	現状で、
0:55:00	いや、普通だったら、検査指摘受けたら、
0:55:03	今の設計方針の通り直すんですけどっていうのが基本ですよ。
0:55:09	そうじゃない対策を今回だから申請をしてきているものだと思っていて、
0:55:15	私の理解なんですけど、
0:55:17	結局現状の火災防護審査基準に基づく対策ができないような、
0:55:22	現場があるわけですよ。
0:55:25	できないというできない適用そのものには適応しづらい部分がたくさんあって、それには物量がその通りだろうと思った部長がかかるから、早期管理を目的に、今の現場の状況を踏まえた対策を、今回、ポツとして追加してきたのかなという気は理解をしていて、
0:55:44	ちょっともう少し行間を明確にさせていただきたいところなんですけども。
0:55:50	今日お話ができるのでお話をいただければと思いますし、これは単純にもう申請理由。背景部分なので、もう文章を追加していただければそれで結構ですが、
0:56:01	お願いしてもいいですか。
0:56:04	はい。関西電力吉田でございます。実態として現場の状況を踏まえて、今回、ポツの対策を追加するということでございますので、その辺、背景としてわかるように、
0:56:17	記載充実したいと思います。
0:56:19	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
0:56:25	あくまで今回申請されているものを今回の検査でいうと今度の是正処置の中のワンパーツだと思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:35	ただ申請理由は多分そういう背景から含めてしゃべってもらった方が整理がしやすいのかなというところでしたと。それ以降はもう申請内容というところで限定をされるという理解をしてるんですけど。
0:56:46	まず申請理由の充実化、その行間を埋めるっていうところをしっかりとお願いします。
0:56:52	よろしいですか。
0:56:55	はい。関西電カイワサヨシザワで承知しました。
0:56:59	はい。規制庁西内ですもう一つ確認は、この同じページでなお書きで書いているところでその真ん中、施工認申請の内容というところですけど、
0:57:09	今回新しく
0:57:12	4、3 ページ目ではポツとして体質追加している系統分離対策っていうものは、
0:57:18	火災防護対象ケーブルのうち、
0:57:22	ケーブルトレイにて施設しているもの以外の、
0:57:25	ケーブル、
0:57:27	を対象に適用するんだってそういう理解でいいんですけど。
0:57:34	はい。関西電力遊佐でございます。その理解で、
0:57:39	記載をしております。
0:57:41	はい。規制庁西内ですオカリましと、とりあえず事実関係はわかりました。
0:57:47	はい、じゃあその続きでちょっとそのまま進んでもらって、
0:57:52	と、3 ページ目ですかね。
0:57:58	あ、ごめんなさい 4 ページ目から 1004 ページ目です。
0:58:01	4 ページ目で、
0:58:07	ちょっとここはいろいろあってですね、よくわからないのか。
0:58:12	まずう。
0:58:14	この火災防護審査個票の話なんですけど、
0:58:19	Aポツ新ポツBポツ、
0:58:21	基本設計方針の基本設計でいうとEぽつろうぽつパーなんですけどね。
0:58:27	この下に書いてるのは、
0:58:32	何を書いているのか、っていうのがまずよくわからなくて、
0:58:38	基準の対策の基準の説明をしているのか。
0:58:43	基準に基づき、基づいて実際に発電所内で施工している間、しかもこれは何を対象にっつのはまだ続くんですよ。さっき話で言うところがケーブルトレイ部分なのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:54	もしくは火災防護対象機器なのかとか、
0:58:57	だから要は基準に基づく現場の施工例なのであれば、
0:59:02	実際の何を対象とした現場の施工例の話をしているのか。
0:59:06	あと可能性として考えられるのは、これからやろうとしていることを書いて いるのか、まさに今回申請対象のね、
0:59:13	廃止申請範囲の部分に対して言おうとしているのかっていうのがまずこの CBのこの業については、アガワ差別については、
0:59:21	よくわからなくて、
0:59:23	それはどういう理解すればいいんですけど。
0:59:29	はい。
0:59:30	関西電力吉田でございます。
0:59:33	CBのこの各列については、今回、火災防護対象ケーブル、
0:59:41	というのはkeVと0以外のものということで、電線管を意図してますけど も、電線管に収納されたケーブルを系統分離する。
0:59:53	にあたって、既工認で書いてあるポツをポツ、これに基づく
1:00:00	対策をするとしたらこうなるというところをまず示しております、このポ ツ老骨能対策をするにあたっては、
1:00:10	特に変更認可申請等の手続きがいらぬというふうに認識しまして、も うこれを核兵器感知消火、
1:00:19	それぞれで整理したという内容でございます。今回ハート津というところ で、電線管に収納するケーブルに適用する設計追加してますけども、
1:00:32	これはポツろうポツ、あと今、設計方針には記載ないんですけども、火 災防護審査基準Bポツに相当するようなこの考え方を、
1:00:43	取り入れまして、今回新たにハラポツという設計を追加してござい。
1:00:53	すいません関西電力の関西営業部となっております。
1:00:56	ちょっとご質問の趣旨とずれてたように思うので、
1:01:01	ここに書いてある何ですかというご質問だと思いますけども、これはで すねちょっとごっちゃになってるかなと私は思ってます。
1:01:10	すいません今言われてみるとですね。
1:01:12	基準の内容と、我々がどうやってこれを実現してるかっていう概念を書 いてるつもりだったんですけども、
1:01:21	ちょっとそれがごっちゃになってしまっているんで、基準等そこは、明確 に分けた方がいいのかなってちょっと今ふと思っております。
1:01:32	藤規制庁ニシウチですけど、そうですねまず私もごっちゃになっていると いう理解をしていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:01:42	ちょっとですね、よくわからないのか。
1:01:47	あまりいいことはいいですよ。
1:01:49	これ明確で、
1:01:54	ここの火災防護審査切手のCポツで話しますね。新保須藤、このロープの話なんですけど、まずすいませんCポツとろポツっていうのは、これイコールって思っているんですよ関西電力として、イコールっていう認識をしているような基準の通りの対策をろうポツに書いてるんです。
1:02:10	そういう理解をしているという理解でいいんですけど。
1:02:14	はい。関西電力吉田でございますその理解で記載しております。
1:02:18	規制庁新津ですよ。であれば、まず隔壁等のところに電線管内での自己消火って何で出てくるんですけど。そんな関係なく各液膜だけじゃないんですけど。
1:02:29	ていうのがまずわからなくて、
1:02:31	ならばですね私ごっちゃになってるってちょっと思ったのは、ぽつとごっちゃになってるのかなっていう印象を受けたんです。
1:02:38	ポツと、
1:02:43	パーツはあくまで今回同等水準でこういうことをいろいろやろうとしてるって話ですよ。その内容が何かこのCBの列に入り込んでいる気がしていて、
1:02:55	まず、どうもすいませんね。これ明確に私の認識として伝えておきますけど、
1:03:00	Cポツろうポツが基準の対策基準に基づく対策なのであれば、
1:03:05	隔壁等のところに電線管内での自己紹介を隔壁として要はみなすなんてことは私そんな審査実績がないと理解していて、
1:03:13	あるのであれば明確に示してくださいという確認です。
1:03:18	だからちょっとその、
1:03:19	まず、
1:03:20	表を整理して欲しいんですけどっていうところがスタートで、
1:03:23	今回CBは別に、
1:03:26	既工認でやる、とにかくBポツは強いて言えば機構に入っていないんですけど、既許可ではライセンスとってますけどっていうわけですよ。
1:03:34	だから、これは別にいうなれば基準、
1:03:37	の通りの対策だけであって、
1:03:40	だから隔壁等に電線管が入るのもよくわからないですし、だから火災感知自動化消火も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:47	このCポツBポツの列が、この三つに分かれる理由が全くもってわからない。単純に防護対象ねらって感知消火しますっていうだけですよね。
1:03:57	ていうところが、いろいろとポツとごっちゃになっているのか、何か何かごっちゃになってるのかっていうところが、すごいよくわからない資料になっているので、ちょっと表層ユフそういう観点で整理をいただきたいんですけど。
1:04:08	まず、CBの列についてはよろしいですか。
1:04:13	はい。関西電力吉田でございます承知しました。
1:04:18	で、規制庁西内です。やっぱり前回ヒアリングでこれも確認させていただいたんですけど、
1:04:24	今回説明しようとしているのは何かっていうのをしっかりご認識の意識を持って資料を作っていたかたくて、
1:04:32	今回説明しようとし、申請してるのは、ポツですよね。
1:04:38	いろについては、今まで説明していること何も変えないはずですよ。実際申請書を書いてないので、
1:04:46	ですよ。はい。だから、今回、最終的な現場の絵姿を説明しようと思ってるんだそう書いてください。
1:04:55	少なくともこの3ページ目で基本設計方針書かれるじゃないですか、そのあとに4ページ目読んだら、普通、サポートしか見ませんよと。
1:05:04	このCBはこの基本設計方針の内容を書いてるだけなんだという理解しかないんで、なぜ、3ページ目の基本設計方針と、4ページ目のこのCBの列で変わってくるのかがよくわからないんですよ。
1:05:16	で、そこで何か別の説明をしたいんですけど、最終的に今回は
1:05:21	AポツCポツに基づいて電線管もこういうふうにやりたいんですけどっていう説明をしたいのであればそう書いて欲しいんですけど、そうすれば、電線管内の自己消火なんてどこに書いてあるんですか、そういう話を確認をしないといけないんで、
1:05:33	だから、まず説明してる対象内容がわからない。
1:05:36	というところから、明確化して欲しいんですけどっていうそう言うと、確認をしたいんですけど。
1:05:45	はい。関西電力吉沢でございます。
1:05:48	井戸につきましては、今回申請範囲外、対象外ということですので、電線管というところが出てくること自体がちょっと
1:06:00	おかしいということだと思いますんで、もともとの基本設計方針の記載に基づいて、愚直に、こういった対策するということ、これまで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:13	審査を受けてきた内容をそのまま記載するようにしたいと思います。
1:06:21	ちょっと共通認識が取れてるかがよくわからないのでもう少し確認をしたいんですけどね。
1:06:26	まず私は、
1:06:29	このCポツ、3ページ目に一番3ページ目の話をしましょうか、3ページ目のろうポツの対策。
1:06:36	ろうポツの対策を火災防護対象ケーブルを収容してる電線管に適用しようと思ったら、
1:06:43	ですよ。と思ったら、
1:06:45	その電線管にラッピングとカーの隔壁を行って、
1:06:50	その電線化をねらった自動感知自動消火設備が置かれるものっていう私認識をしています。それは認識合ってます。
1:06:58	イエスだと私は思ってるんですが違いますあってます。大丈夫すかね。
1:07:03	はい。
1:07:05	はい。関西全部ヨシダです。その通り。
1:07:08	そうですね。だから、だからこそその4ページ目の表がすごい混乱していて、
1:07:14	4ページ目の表を見るとそういうふうに見えないんですよ、書いてる内容が。
1:07:18	多分ポツとごっちゃになってるって私言ったのはそういう理解で。
1:07:23	ポツとして、
1:07:24	何か同等水準でいろいろ考えてやろうとしているのは理解できますよ。ただ、
1:07:28	7ポツろうポツの対策として、
1:07:31	今説明したような内容以外の内容が入ってくるのは、まず理解が僕はできないので、しっかり説明をして欲しい、もしそういう意図があるのであればしっかり説明して欲しいんです。
1:07:41	意図がないので、ポツとごっちゃになってるんだ、だけなのであれば、ちゃんと整理をして説明をしてくださいっていうだけの、
1:07:48	ポイントです。
1:07:51	よろしいですか。
1:07:54	はい。関西電力遊佐ヨシザワでございます。承知しました。修正いたします。
1:09:21	規制庁西内です。
1:09:23	ちょっと繰り返しですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:26	3 ページ、今のこの 3 ページと 4 ページの流れで資料を読むと、3 ページの基本設計方針で申請してます。4 ページ目行くと、それを、
1:09:34	表にまとめてマトリックス化して整理するところになりますっていうような説明の流れ。
1:09:41	読めるんですけど、
1:09:43	何か実際にそういう流れでしか書いてないと思うんですけど。
1:09:47	そそういう流れで読むと、すごい違和感がある表になっていて、よく説明が理解できないんですっていうそういうポイントです。もし違う意図でこれ使いたい説明なのであればしっかりそういう旨を書いてもらえばいいんだと思っています。
1:10:00	というところでちょっと主にCBの部分の列がまず混乱するっていうところが大きいところですね、具体的にはCポツの各駅等のところにある電線管内の自己紹介。
1:10:11	あとは自動感知自動消火がこの 3 ジャンルに分かれて説明されること自体がよくわからない。
1:10:17	ていうところでした。大きく疑問に思ったその部分でしたと。
1:10:22	で、あとこのページで言うともう一つあるのか、これはちょっと話変わりますすいません。CBの話じゃなくてはポツの話です。
1:10:31	衛藤。
1:10:32	ポツで書いてる内容って、基本的にこの後の 5 ページ 6 ページ 7 ページ目とかで具体的にその内容がブレークダウンしていくものっていうふうに私理解してるんですけど。
1:10:41	だから基本 4 ページのこの 8 ポツで書いてる内容は、5 ページ目以降と一致してないといけないと思ってんですけど、その理解でまず合ってます。
1:10:50	その読み方をしているですか。
1:10:53	はい。関西電力吉田でございます。その読み方で、問題ございません。
1:10:59	はい。そうするとですね、大きいところと言うと、一番最後の運用面のそっち一番下の行です。
1:11:07	火災の感知、早期感知早期消火水平距離 6 メートルの範囲外に適用って書いてるじゃないですか。これはこの資料のどこで説明をされてるんでしょうか。
1:11:18	4 ページ目でしか見受けられないと僕は理解をしてるんですけど、ちょっと僕の読み方が抜けてば教えてください。
1:11:25	はい。関西電力吉澤でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:29	資料で言うと 12 ページ。
1:11:33	の方の、
1:11:38	一番下に火災の早期感知早期消火に係る運用ということで、これまでの
1:11:46	運用に基づいて実施ということで、あんまりちょっと具体的に記載してありませんでしたので、
1:11:56	11 ページと同じようにですね、これまでのどの記載に基づいてというところがわかるように、資料充実したいと思います。
1:12:08	それは規制庁ニシウチです 12 ページとの対応ってということですね、とりあえず対応関係は理解できました矢後さんちょっと 12 ページの一番下若干僕も読み飛ばしてますと、
1:12:20	ちょっと整理したいんですけど。
1:12:22	これ、施工認申請の概要ですよ。
1:12:26	だから、
1:12:27	10 ページまで出てこないとおかしいんじゃないですか。
1:12:32	言いたいことわかります。
1:12:36	例えば私の今の理解って、施工人対策として、運用特化を一部取り入れて、一部ハード対策も組み合わせた系統分離対策を実施するで、
1:12:46	その対策の中で、運用に係る部分は保安規定にしっかりやるよってそういう私理解をしていて、
1:12:53	だからまず施工の中で 1 回クローズしないといけないと思ってるんですけど。
1:12:58	そこはイメージやってますかね。はい。関西電力吉田でございます。
1:13:03	8 ページの感知消火の部分で、本来運用で担保するんであれば、それを記載すべき。
1:13:13	妥当今、認識したんですけども今記載されておきませんので、対応するようになりたいと思います。
1:13:22	はい。規制庁西内ですそうですね。
1:13:26	そういう意味でいうとちょっとこれから確認する内容に続くのでまた後でこの話ちょっと出しますね。これをやることで、
1:13:34	いわゆる系統分離対策に何をが寄与しているのかがちょっと私、その意味合いが理解できなかったの、その意味合いをちょっと明確にした上で、
1:13:45	変えて欲しいってところの確認だけなんです。まずその理由事実関係ってというのがよくわからなかったの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:51	そこは明確にして欲しいんです。ちょっと後で別の話で繋がるので、ちょっとまた続くと思っと思ってください。
1:14:04	あとはそうですね。あとは、
1:14:07	5 ページ目以降でちょっと合わせて 4 ページの表面衝突絡めて確認をさせていただきます。
1:14:14	4 ページ目の表は、割と今回のサマリー的な感じになってますが何か規制庁から他に確認しておきたいと思います。
1:14:22	火災対策室の斎藤です今のこの 4 ページの表なんですけれども、逆にこういう形で整理していただいたんで、
1:14:32	いろいろと見えてくるところがあって、逆に見えてこないところがやっぱり生じてるっていうのがこの表の今の段階の位置付けなのかなというようなところを前提にちょっと、
1:14:44	確認をさせてください。
1:14:48	今、赤枠の左側のCBで書いてあるところなんですけれども、赤枠のところの、そもそもの、
1:14:58	主語は何ですかっていうのがちょっとよくわからないなあというのがありますんで、何を言ってるかっていうと、し、例えばCの部分ですけれども、火災防護審査基準は、
1:15:12	互いに相違する系列の火災防護対象ケーブル等についてっていうことでそこで主語が出てるんですよ。だから主語は、
1:15:21	笠井宗互いに相違する火災防護対象系、この場合でいうと火災防護対象ケーブル、
1:15:29	に対してそういう対応をしますと、ということだと思っんですよね。
1:15:33	なんですけど、今回、赤枠で箱ポツでこう書いていただいているところの絞って、これってひょっとして、今回の申請の中で違いませんかねと。
1:15:46	いうところがまずあってそこが多分、はっきりしておかないと、この先の話がいろいろ、
1:15:54	違ってくるんじゃないのかなと実際にはこの話はあれですよ固定化再現とかに注目して、どういう対策をとるのかみたいな話が後ろに続いているんだという、
1:16:07	の認識で読んでたんで、そもそもここが一番最初のこの色が分かっている設備対策、
1:16:14	上のところ、
1:16:16	2、そもそも何の対象なんですか、何を対象にした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:20	対策なんですかっていう主語が入ってないと、多分この表成立しないんじゃないのかなというふうに思うんですけども。
1:16:27	いかがですか。
1:16:31	はい。関西電力吉田でございます。
1:16:34	今おっしゃられた通りですね、ぽつろう個数は、火災防護対象ケーブルに対して、隔壁を設置するというところで今回追加するポツは、逆に固定化さん
1:16:48	に設置する場合と、あと、火災防護対象ケーブルに部分的に設置する場合とあるので、対象が、の考え方がちょっと違う部分ある、ありますんで、
1:17:01	素行がちょっと見えにくいと。
1:17:04	いうことで認識しました。
1:17:07	はい。火災対策室の齋藤です。そういうような形でちょっと資料等についてですね、必要な対応をお願いしたいと思ってますあわせて、
1:17:19	先ほど西内から
1:17:22	質問がいろいろ確認させていただいた事項の中で、要はこの3ページの部分はあくまでも、関西電力としてのこの申請の仕方なんでこれについては、とにかく、
1:17:36	いろんな表現の仕方あるんで、まあいいんですけども、公表せつかく整理されるのであれば、火災防護審査基準の順番に沿って、
1:17:47	何が書いてあって今回のこのポツの部分、
1:17:52	それに対してどういう対応をしているのかということが比較できるように、書いていただいた方がわかりやすいのかなというふうには考えてますんで、
1:18:03	そういった意味で確認するとだから隔壁の話の中で自己消火の話なんですかですね、それからあと
1:18:10	次、感知消火の話の中で、火災防護対象ケーブルの話ってそもそも書いてないですよみたいな話とかがあったりするんで、それが全体の左側の行の中で行くところの、
1:18:24	どこの対策として、1、位置付けられるのか、系統分離方法では多分ないと思っていて、この部分、自己消火の部分とかは難燃ケーブル化の話なんで多分前提条件の話に多分なってると思うんですよね。そうしたところとかを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:39	含めて要素をきちっと分けていただければもっとわかりやすく、審査会合等で議論しやすい表になるのではないのかなというふうになんかちょっと考えるんですけども。
1:18:51	関西電力としての受けとめはいかがでしょうか。
1:18:59	はい。関西電力吉田でございます。
1:19:02	今ご指摘いただいた内容はご最もだともちまも考えましたんで、基本設計方針の記載。
1:19:11	この表ですね、それ、関連付けて、わかりやすいようにしたいと思います。
1:19:22	火災対策室の齋藤です。あともう1点
1:19:25	ちょっと細かいところを聞いて恐縮なんですけれども、今の話を前提にしてポツのですね、
1:19:34	水平距離、
1:19:36	の概念って、どういう概念なのかっていうのが、後2書いてないので、その定義を明確化していただきたいんですけども、
1:19:47	ちょっとよくわかんなかったんです。いや要は何を申し上げたいかっていうと、多分主語が、今、
1:19:54	お答えいただいたように、多分固定は下限とか固定発言が多分、一つのキーワードになっているんだと思って、固定8下限から多分半径6メートルっていう話と、
1:20:06	それから水平距離6メートルって話の違いがどういうふうになっているのか、半径6メートルよりも広い概念なのかそうでないのかみたいなのがですね、
1:20:17	ちょっと今のこの表を見て逆にですね、この先の
1:20:22	こういう、
1:20:23	パワーポイントを理解していくのでちょっとよくわかんなかったところがあるんで、その説明をですねちょっとお願いしたいんですけども、どんなイメージでとらえておけばいいんでしょうか。
1:20:39	はい。関西電力吉田でございます今4ページのポツの括弧水平距離6メートルの範囲に設置というのは意図としては、
1:20:50	防護する。
1:20:52	火災防護対象ケーブルから水平距離6メートルの範囲。
1:20:57	うん。
1:20:58	範囲にある。
1:21:00	固定化菜園。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:21:02	に隔壁設置するとか、そういった意図で記載しておりました。
1:21:11	すみませんこれはもう後でまた他の項目とあわせてだと思っんですけれども後ろに5ページ以降に、図面が図面というかイメージ図が、要素に分かれて入っていると思っんですけれども、
1:21:24	その話とあわせてですねちょっと別途、
1:21:28	整理いただいてご説明いただきたいと思っんですのでよろしくお願ひいたします。
1:21:34	はい。関西電力ヨシザワベッショしました。
1:21:41	はい。規制庁西内です。
1:21:44	ちょっと改めてですけどね、齋藤市長言ったように主語の話を明確につて話もあるのと、
1:21:50	あと、
1:21:51	結局この表で何を言いたいかだけしっかりして欲しいんですよね。で、
1:21:57	どう同等性があると思ってるのかっていう話まで多分この表に出すと、多分ごちゃごちゃしていくので、
1:22:05	それは5ページ目以降っていう理解を私はしてたんですけど、それは関西がどう説明してるかっていうしっかりまとめてもらって、あまり一つの表、一つの図にいろんなものを分けて入れると。
1:22:17	何を説明したいのかわかりなわかり、わからなくなりますっていう話は、前回ヒアリングで私させていただいたと思ってるのでしっかり意識してそこをとらえて、先生をいただければと思っんです。
1:22:28	とりあえず4ページ目はそれくらいですかね。はい。
1:22:31	続けてちょっと5ページ目以降に行きますけど、
1:22:34	ちょっとさっきのまず申請理由の話にも絡むんですけどね。
1:22:41	まず、現状をし、現状のその設備状況、具体的に言うところの火災防護対象ケーブルのケーブルトレイ以外のですかね。ていう現状の状態を、
1:22:53	まず多分書いてもらって、それに対してこういう措置をしていくんすっていう公正な方が、
1:23:01	ちょっとその、まず、この現状って要はこの組み合わせイメージでまさにこの
1:23:05	これが現状だと思っんですけど、
1:23:08	ちょっとその現状がよくわかりづらくなっていうところがまずあって、
1:23:13	要は、この間もちょっとお話をさせていただいたと思っんですけど、今の現場状態があって、そこに追加で系統分離対策やるわけですよ何か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:23	だからまず現状をしっかりと書いてもらって、それに対してこういう考え方で系統分離対策をやるんです。具体的にはこういう工事が必要なんですっていうそういう方向性で、まずちょっとスタートがわかりづらくなっていうところがあって、
1:23:36	そのスタートで、いわゆる6メートル離隔もとれないんだとか、多分いろんな状況がわかってくると思うんですよね。ていうことをちょっとまずスタートが欲しいなっていうところでちょっと思いましたということでしたと。
1:23:51	ちょっとまたスタートの確認をさせていただきたいというところでよければ同じようなイメージでちょっと追加をいただきたいなと思うんですけども。
1:23:58	ちょっとご検討いただいてもよろしいですか。資料の前ですか。はい。関西電力吉田です。スタートの話を、5ページの前段で記載したいと思います。
1:24:11	規制庁ニシウチです
1:24:13	ちょっとその上要は、右下のズーがいわゆる簡略化したような現状だと思うんですけど、
1:24:22	ちょっとこの5ページ目は
1:24:26	何となく理解をしたつもりなんですけどちょっとわからない部分があるのでちょっと確認をしたいんですけど。
1:24:35	左上のCポツで、
1:24:37	これ、火災防護審査基準の状態ですよね。
1:24:42	で、
1:24:43	もう少し正確に言うと、これ図示してるのは、隔壁パートの話って理解でいいんですよねこれタイトルで隔壁等の設置って書いてるので、
1:24:53	でいいんですよね。はい。関西電力、吉田です。5ページは隔壁ってことですよ。あれですね4ページのこのサマリーの兵頭多分
1:25:04	4ページの様な所でこの部分はこのページで説明しますよって言ってもらった方がちょっと繋がりがわかりやすいかなっていう気はしました。一応タイトルで特定はできるんですけど、
1:25:15	だからいわゆる4ページ目のポツの表でいうと、
1:25:18	はポツのこの列でいうと一番上の隔壁等の部分が、567ページで説明されているってそういう理解ですよ。
1:25:26	はい。関西電力保田です。その理解で作成しております。はい。そうするとですね、4ページ目のこのポツの隔壁等の欄をもう1回見たいんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:39	固定は下限 2 なんか隔壁やるよってという話と、電線管内で自己消火するよって大きく二つ書いてると思うんですけど。
1:25:48	電線管内での自己消火の話で 567 ページで何か一行も触れられてない気がするんですけど。
1:25:54	そういう意味でその一致ってという意味でいうと、4 ページのサマリーとちょっとそれ以降の説明の関係がよくわからなかったんですよ。
1:26:00	私の今のこの資料構成は、まさにこの欄を、567 ページで説明してるのかなって思って読んで読んでいったら、電線管内での自己消火が何かどこで登場するかという登場しなかったの、どういうふうに寄与しているかと思っているのかっていう、関西の考え方がわからなかった。
1:26:17	ていうところでちょっと事実関係はちょっとそういう、そういう点で明確にして欲しいんですけど。
1:26:22	要はさっきの話の続きですね 3 ページ目と 4 ページ目の繋がり、4 ページ目とそれ以降の繋がりっていうところをもう少し意識して、ちょっと資料を明確化していただきたいその事実関係をちょっと明確化していただきたい。
1:26:34	というところでお願いしてもいいですか。
1:26:37	はい。関西電力ヨシダで承知しました。はい。
1:26:40	電線管内での自己紹介はとりあえず書いてないのでちょっと今日は置いといて、それ以外の部分 5 ページのところからもう 1 回いけますけど、
1:26:48	5 ページがこれ基本的な考え方の話かなと思っていて、
1:26:53	考え方の整理結果って書いてるこのニアリーイコールって書いてあるじゃないですか。
1:26:58	で、
1:26:59	これがちょっと一番わからなくて、
1:27:03	1 時間の耐火能力を有する隔壁っていうのはまさにこの C ポツの、
1:27:07	この図で書いているのとカー線で書いてもらってる話ですよ。
1:27:12	ですよ。で、
1:27:13	この水、6 メーターの方の話なんですけど、
1:27:17	b ポツ、左下の図ですね、b ポツで言ってるのは、防護対象の系列間の 6 メーターなんですよ。
1:27:28	で、
1:27:29	このまず考え方の整理結果で書いてるのは、ここの右上に白ボックスで書いてもらっているのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:37	その話をしたいのかどうかで、
1:27:40	何でこれ私聞いているかっていうと、組み合わせイメージに行くと違う6メートルの使い方をしてるんですよ。だから、どこかで、この
1:27:49	いわゆる系列間の6メートルからどっかでその考え方が変わったというか、変わったって発生したっていうのか、何かさ、準用したのかわからないんですけど、何かあったと思うんですよ。
1:28:01	そんな何かあったっていうそこが確認できなかった。
1:28:04	ので、その部分を明確にして欲しいんですけど。
1:28:08	何か今説明できますか。
1:28:13	はい、関西電力吉田でございます。
1:28:16	1時間耐火能力を有する隔壁等の可燃性物質を内水平距離6メートル以上離隔、これが同等だと。
1:28:27	いう考えのもと、A系B系のいずれか一方を防護するという意味でその防護する側、
1:28:35	周6メートル、これを可燃物のない状態に維持管理することで、それ、そこから外れた部分に、
1:28:45	設置されている固定化菜園からの影響を受けないように、
1:28:52	中間各駅としてみなすと、そういう意味合いで、おっしゃるように、Bポツの系列間の6メートルという考えを、その防護する側から6メートルと
1:29:04	いうところに置き換えて、使い方を変えているということでございます。
1:29:13	衛藤、まず、
1:29:15	なぜ置き換えられると思っているのかが足りないっていうところからですかね。
1:29:20	ちょっとまず考え方を明確にさせていただいていうところをお願いしてもいいですか。その考え方の妥当性とかぜひっていうところまさにこれ議論になっていくので、まず事実関係をしっかり書いてもらうっていうところだけお願いしてもいいですか。
1:29:34	はい。関西電力でございます。確かにですね、6メートルの考え方Bと、この、今回、
1:29:42	作ったは、
1:29:43	違いますのでそこを明確化させていただきます。で、考え方のコンセプトだけちょっともう、口頭でご説明しますと、
1:29:51	B歩IIで書いて、須田Bであるのは、経営系とB系の間が6メートルでそこに可燃物がない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:02	これであれば、系統分として大丈夫と、こういう要求事項だと思ってます。
1:30:08	これを言い換えれば、
1:30:10	守るべきところからですね、6メートル以外に何もなければ、
1:30:17	これは要求事項を満足するのであろうと。
1:30:21	というふうに考えます。考えました。
1:30:24	ただ、現場はですね、先ほど現状とお話がありましたけども現状は6メートル以内に電線管があつたりします。
1:30:33	可燃物持ち込みは適用したとしても、固定派遣とかもあります。
1:30:40	じゃあ、それを同等性をもって説明しようと思えばどうなるかという、可燃物を持ち込まれるのは当たり前。
1:30:49	で、そうした上で、固定発火元、
1:30:52	これに対しても、1時間と同等性のものを説明しなければ、要求事項として同等にならないし、電線管、もう片方ですねこれと言えばB系の方の電線管も、これも燃えませんか。
1:31:08	自己紹介しますと、この説明をあわせ持たないと、同等性が説明できないだろうと。
1:31:15	いうふうに考えて、
1:31:17	島弧BをBをですね、変換して考えようと思えば、
1:31:23	守るべきものが6メートル以内、こちらの方に何も燃える物を置かないということなんだから、固定8掛けの話であつたり、B系の電線管の自己消火の話を持ち出さなければいけない。
1:31:34	いうふうな考えのもとに作っております。ちょっとそれ、今口頭でべらべらしゃべりましたけれども、
1:31:40	もうちょっと上手にですね、文章にして、説明する資料にしたいというふうに思っております。
1:31:47	規制庁西内です。
1:31:51	衛藤。
1:31:52	ちょっとすみませんゴコウ等での説明なのでリアクションだけとりあえずとりあえずリアクションだけですけど、何となく説明できて、過去いただきたいことあり説明されたことは理解できた気がしました。
1:32:03	しっかりそれを多分、まず5ページ目で書いてもらうってそういうことかなと思いましたが。
1:32:08	まさに最初に言った要は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:11	4 ページ目の表の中で前線関連の自己消火が出てくるのに何でどこにも書いてないんでしたっけっていうのは、例えばそういうところで登場するのかなって思ったんですけど、そういう考えが明確じゃなかったので、
1:32:21	というところですね。逆に言うと、電線化はそれだけですよ。で、6 ページ目に行くと、まさにその今おっしゃっていただいたような固定化再現がまさに6 ページ目と7 ページ目多分あるので、それに手はこういう処置をしますってまた具体化されたブレイクダウンされたものが出てるっていう理解なので、
1:32:36	5 ページ目でその全体像をまずしっかり説明いただいてっていうことなのかなと思いました。
1:32:42	はい。少なくとももうご理解いただき、推薦お願いしたいことを理解していただいていると思うので、少なくともBポツと組み合わせイメージの間に何かがないと、
1:32:52	ストレートにこうはこないはずなので、その何かをしっかりと、事実関係を説明していただければと思いますよろしくお願いします。
1:33:00	その説明をいただく中であれですよ。先ほど齋藤室長からサノ6メーターの考え方、
1:33:06	ていうものがあつたと思うので、
1:33:09	多分6 ページ7 ページ目を見れば、概ねね、
1:33:13	イメージはわかるんですけどそれをしっかり言語化してもらってそういうことかなと思いました。単純にその水平距離って言った時にも何かいろいろ考え方がある。例えばその本当に水平距離感だけなのか、それともそれを並行。
1:33:25	的にちょっと、要は見るのかとかそういう話もいろいろある、半径なのかとかいろいろあるので、
1:33:31	そういうことかなと思いました。
1:33:34	5 ページはまずそういうところで充実をお願いします。
1:33:38	続けてよろしいですかね。
1:33:41	はい。
1:33:47	これ以降6 ページ目以降が具体的な話になってくるんですけど、ちょっとこれは678 全般なんですけど、例えば6 ページ目の一番右っ側に火災防護対象のケーブルトレイって書いてあるじゃないですか、図のところで、
1:34:02	ここに既工認にて設置済みって書いてあるんですけど、
1:34:06	逆に言うとすいませんこの機構にて設置図や、要は

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:11	今回やる範囲さっき最初にお伝えしたことですよね、今回やる範囲とやらない範囲を明確にして欲しいってそういうことです。
1:34:18	今回で、そういう意味でいうと、
1:34:20	この機構にて切済みって書いてない部分が、今回追加で何か対策するんですってそういう理解をしていいんですけど。
1:34:30	はい。関西電力吉田でございます。既工認で設置済みと書いていない、この黄色い線の部分、これが今回の追加対策の箇所ということになります。
1:34:45	規制庁西内ですわかりました。ちょっとここ、ちょっとすいませんあまりカラフルにならないようであれば、今回やるものやらないもの。
1:34:53	追加でやるもの、やらないものっていうそういう判例を追加いただいた方が明確かなとは思いますが。はい。
1:34:59	で、その上で、
1:35:03	右側のこのケーブルトレイの方でいうと、これはケーブルトレイに、このまさに、
1:35:09	鉄製の蓋等の隔壁とかを置くってそういうイメージで理解すればいいんですよね。
1:35:16	はい。関西電力吉田ですその通りでございます。ただこれはもともと空いてるところに何かしますよと。で、ちょっとよくわからなかったのが左側の電気盤の方なんですけど、
1:35:27	電気盤の方は、この1時間、1時間耐火隔壁の例でいうと、確か何か鉄板、
1:35:34	●●(非公開情報)とかっていうそういう考え方があったと思うんですけど。
1:35:39	これって、
1:35:41	電気盤にさらに何か追加するんですけど。
1:35:47	はい関西電力吉澤でございますこの6ページの電気盤のこの黄色の線ですけども、離隔距離、
1:35:57	な、必要な離隔距離以上であれば、
1:36:01	黄色、
1:36:03	この線は、電気盤自体の
1:36:06	筐体に、
1:36:08	の鉄板という位置付けになりますし、離隔距離がすごく短い場合については、鉄板にプラスで、
1:36:19	耐火材等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:25	を貼るということで、
1:36:27	資料 16 ページGにですね、
1:36:32	また各駅等というのは何、何かというところを、
1:36:44	16 ページにの口頭で説明した離隔距離が短ければ、耐火材を施工するし、
1:36:54	長ければ、もともとの盤でいくか、
1:36:59	これで対応する。
1:37:00	いうところの考え方を示しております。
1:37:08	規制庁西内です。
1:37:24	なるほど。規制庁ニシウチすりかえでいきますと、
1:37:29	あ、わかりましたわかりました。ありがとうございます。
1:37:32	むしろあれですか、16 ページが 6 ページにきてもいいような気はしましたけど、
1:37:37	あれですね 6 ページ目のこの左の。
1:37:40	左側の話は、具体化すると 16 ページですってそういうことですね。
1:37:45	はい関西電力吉田でございます。その通りでございます。規制庁西内ですわかりました理解できました。何か何か。
1:37:53	もう置き換えてもいいかなって思いましたけどお任せします。わかりました。で、7 ページ目なんですけど次。
1:38:02	藤。
1:38:04	7 ページ目は
1:38:09	まず、油内包機器。
1:38:13	ていうふうに文章の方を見ると、限定をしていって、
1:38:22	何て言うんですかね、油内包機器だけってことですか。いや、ちょっとよくわからなかったのが、
1:38:31	何でこの 6 ページ目と 7 ページ目でその考え方に違いが生まれるのかがわからなかったんですよね。要は、
1:38:38	そそういう意味で言うとその 4 ページ目から、みんな多分あると思うんですけど、
1:38:42	先ほど齋藤の方からも、
1:38:45	CB、要は主語、
1:38:47	対照的な話を多分させていただいたと思うんですけどね。
1:38:52	いわゆる火災防護審査基準の方の、CBの対策っていうのは、これ防護対象を直接防護するのが基本だと思っていて、
1:39:02	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:39:03	具体名はぼつって、
1:39:05	どっちかっていうとイメージ的には、
1:39:08	そこではなくて、いわゆる葛西元の方を対処しに行っているような印象を受けていて、多分そういうフィロソフィから多分説明をいただいた方がより明確かなってまず思いましたと。
1:39:19	要は防護対象を防護するための対策の仕方が、
1:39:22	直接それに何かやるのか。
1:39:25	もしくは、元館に行くのかっていうそういう違いですよ。
1:39:28	これ別に溢水とかでも、その溢水元を断つていういろいろやり方があるとっていて、
1:39:34	別に考え方はいくらでもあるので、
1:39:38	ちょっとそのフィロソフィーからなのかなとっていて、そういう意味でわからなかったのが6ページ目と7ページ目の差なんですよね。
1:39:45	6ページ目はいわゆる火災下の方を何か対処しに行っている一方で、7ページ目の方は今度は防護対象の方を主に行っているっていうようなその違いはどこから来るのかというと、
1:39:57	ポンプ守れないってそういうことなんですかね、ちょっとそこら辺の感覚がよくわからなくて、
1:40:04	はい、関西電力吉田でございます。
1:40:07	本ぷーについては鉄板で覆われていないということもありまして、鉄板で覆って、6ページと同じようにするということもできなくはないんですけども、
1:40:20	それよりは、電線管側、
1:40:23	に直接イマイた方が、現場施工的にも、
1:40:29	やりやすいといいますか、実現性があるということで、このようにしております。
1:40:37	規制庁西内です。あとちょっとあれですかねちょっと、
1:40:40	その現場イメージが私は多分あいてないのか、多分このポンプと電線管の位置関係なんですけど、
1:40:47	FACTAポンプとポンプのいわゆる系統分離って新基準時にも説明いただけてますけど、間に耐火兵器オクってやるじゃないですか。
1:40:54	今回のイメージだとポンプと電線管だと多分あの上の高さ方向の位置関係になって、それで電線管真壁をと思うと、ポンプの本当部屋を作るとかそういうレベルになるとそういうイメージなんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:10	はい。関西電力吉田でございます。ポンプ側に隔壁つけようとする、鉄板の箱みたいなものでガバツとかぶせてしまうとか、
1:41:22	そういった対策になります。
1:41:25	浜規制庁ニシウチですわかりました。まだそういう状況現場状況も踏まえると、こういう設計が妥当であると思っていてそういうことですね。
1:41:33	わかりますと、で、
1:41:35	この間のヒアリング資料だとちょっとよくわからなかったそのポンプの 6 メーターはここだけはあれなんですわゆる、
1:41:44	多分 6 メーターの使い方がまたここはちょっと違って、いわゆる、
1:41:49	違うのかな。多分 6 メーターの意味合いは多分変わらないんでしょうねと。ただそのいわゆる範囲を決めるときに使う 6 メーターなんですわゆるそういうまた別の話なんですわね。
1:41:58	はい。わかりました。ちょっとここもまた考え方が違うのであればちょっともう少しわかりやすくですかね。それくらいですかね。
1:42:06	はい。
1:42:10	はい、わかりました。
1:42:13	ここも結局 6 メーターの高意味合いによってそういうことですかね。はい。よろしくお願いします。
1:42:18	あと、このページでいうと一番下上記においてっていう部分、
1:42:23	ここはあれですわ先ほど回答あったようにまだ確認中だということなので、しっかり、
1:42:30	精査して、回答をいただければと思います。
1:42:36	はい。
1:42:37	あれですわ、あとは、
1:42:40	ちょっとあれなんですわね。
1:42:43	ここの上記においての段落は何か、いたるところに頭が出てきて、
1:42:50	いわゆるこの頭に何が入るかっていうのがよくわからないので、
1:42:54	少し、多分類型化してもらイメージなのかもしれないですけど、ちょっと今後具体化をお願いします。
1:43:02	はい。関西電力ヨシダで承知しました。
1:43:05	はい。
1:43:07	続けて 8 ページ目。
1:43:10	どうぞ。はい。
1:43:12	火災対策室のサイトウでちょっとこの 7 ページの図の見方についてちょっと教えていただきたいんです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:21	まずちょっと教えていただきたいのはこの真ん中の図のですね
1:43:27	ポンプとBポンプが両方とも固定化菜園になってるんですけども、今これご説明しようとしてる、は、葛西元、
1:43:38	は、ポンプになるんですかね、Bポンプになるんですかねっていうのをすいませんまず教えていただいてもいいですか。
1:43:48	はい。関西電力、吉澤でございます。ここで主に説明したいのは、ポンプの部分でして、
1:43:56	Bポンプの話は
1:44:00	先の5ページ。
1:44:03	ですかね。
1:44:05	離隔が水平距離6メートルの離隔が1時間相当というところで説明した内容とかぶりますんで、ここではポンプ、
1:44:16	に対しての隔壁というものを説明したい。
1:44:22	火災対策室の齋藤ですまず、本ぷーのから出火した場合のことを想定してということで理解はしました。そうするとですね、
1:44:32	本ぷーが火災を起こしたってことは、ポンプは機能を喪失するわけですよね普通に考えると、ポンプが機能喪失した場合、守るべきところを、野川まいてれば、
1:44:48	逆に言うとBの側、Bのがもう機能喪失する恐れがあってAとB両方なんかこの図でいくと喪失してしまうように見えるんですけども、
1:44:58	なぜここでAの方を守ってBの方を守らないのか、またはAとB両方守るのか、その辺のところすみませんイメージがちょっとわからなくて、
1:45:09	それでこの図の見方についてですね、そこを一番聞きたかったんですけども、ちょっと教えていただけてます。いいですか。
1:45:20	はい。関西電力吉田でございますこのポンプにつけてるABっていうのは、ちょっと系列を意図した。
1:45:28	DBではなかったんですけど、江田丹に付記をつけたかっただけで、
1:45:35	Bっていうのは、今回説明の意図とは違うものなんで、ちょっとけ、今後消すとして、単純にその6メートルの範囲内に、ポンプが油内包機器があると。
1:45:48	いうところを説明したかった。
1:45:51	ものでござい。
1:45:53	火災対策室の齋藤です。その辺、すいませんわかるようにちょっと図の修正をですねちょっとお願いしていただけませんかねちょっとそうしないと議論ができないなと思ってまして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:06	ていうのが1点です。逆に言うと、今回この場合だと主語がですね、要はポンプなんですよね。
1:46:14	ポンプから6メートルって範囲で、
1:46:19	片系統だけ。
1:46:20	守るのかどうなのかみたいな話ですね後の今日ご説明いただいた後の何だっけ、各発電所で、
1:46:29	どちらのものを守るのかみたいな話の概念とですねちょっと
1:46:35	リンクするような気がしてですねちょっとその辺も含めてな、
1:46:41	一番わかりやすいのはだから例えばこの真ん中のポンプって今言ってるのが、A系のポンプですって言った場合に、じゃあどっちを守るんですかみたいなご説明を、
1:46:51	いただいている方が一何ていうんすかねその他で、他の区画でこういうポンプがあるから、こっち側のA系守るんですまたはB系守るんですみたいな話に繋がるのではないのかなというふうに今日ご説明を聞いてて思ったんですけども多分、
1:47:08	7ページの図をちょっとわかりやすいように、していただかないと多分その辺の確認ができないので、まずは7ページのこの図を、すみません、理解できるように修正して、
1:47:21	お願いをいたします。私からは以上です。
1:47:28	はい。関西電力吉澤でございます。承知しました。まず7ページのこの図を修正させていただき、
1:47:39	はい。規制庁西内です。
1:47:41	江藤。続けて8ページですけども、
1:47:47	8ページは、
1:47:52	10ページを、私、ここだけかな
1:47:56	さっきフツカ正確に言うときお話したように、多分これあれですねB系ケーブルトレイ、固定化再現って書いてるやつあるじゃないですか。
1:48:05	ここの蓋って追加って理解でいいんですかねこれ。
1:48:12	関西電力吉田でございます。追加です、おっしゃってましたですね、消火設備は既設なんですよね。
1:48:20	はい。関西電力ヨシダでその通りでございます。わかりました。規制庁にちょっとさっきの話の延長ですね、判例をちょっと。
1:48:27	抱えておいていただければと思いますので、ちょっと一番よくわかんなかったのがこのエアロゾル消火設備なんですけど、
1:48:35	これって、感知自動消火って理解でいいんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:41	はい。関西電力吉田でございます感知自動消火、これ自体が感知自動消火になります。はい。規制庁西内です。ちょっと全般的に確認なんですけど、そういう意味でいうと、スプリンクラー消火設備ケーブルトレイ消火設備とかあるじゃないですか。
1:48:56	この、この概念って、感知設備を含む設備名ですか。
1:49:07	はい。関西電力吉田でございます。感知器を拭く。
1:49:11	詰めて、スプリンクラー消火設備ケーブルトレイ消火設備と呼んでおります。はい。規制庁西内ですわかりました。それと同じように今回のrad消火設備っていうのも、感知器を含む概念でそういうことですね。
1:49:24	はい、関西電力吉澤ですその通りでございます。わかりました。ちょっとそこら辺やなんていうんですかね判例だと分かれてて、
1:49:33	一方でその名称だけ見ると、消火設備としか書いてないので、
1:49:37	これだけ見ると坂内に、消火設備しかなさそうで感知器はっていうのがよくわからなかったのも、
1:49:43	ちょっとそこら辺がわかればよりいいかなっていう気はしました事実関係はわかりましたありがとうございます。
1:49:50	ここはとりあえずこれくらいですかね。
1:49:55	はい。
1:49:56	なんか、そういう意味で言うとソウダ、ここの話の関連するのか、持ち込み可燃物なしって
1:50:03	これまでのページ全部に書かれるんですけど、
1:50:06	例えばいろいろああそうかそういうと7ページ目か。
1:50:11	7ページ目で、
1:50:13	すみません、一番下段落で、
1:50:16	2行目の終わりからですかね、一時的に持ち込まれる手順書や記録用紙工具類や裏っていうところは、
1:50:23	多分これは持ち込むってそういう意味合いって理解すればいいんですよ。
1:50:29	はい。関西電力の宗です。理解で記載させていただいております。わかりました。こういうものを持ち込む。それ以外のものは持ち込みませんよ。
1:50:39	っていう意味合いですよ。
1:50:41	はい。関西電力ヨシダですその通りでございます。はい規制庁ニシウチですファクトがわかりました。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:49	すいませんちょっと電力の荒井です。持ち込まないというところとちょっとと語弊がございまして正確には、人が持ち込んでその日の作業で使ってその日のうちに持ち出すようなことはあるんですけども、
1:51:03	あの人が誰もいないような分、場所、状況において、置いておかれる。
1:51:09	仮置されるような状況がないと、そういう、
1:51:13	状況になります。
1:51:15	規制庁西内ですけどそれはどこに書いてあるんですけどつけ。
1:51:19	あとてすいません。なしと書かれると、
1:51:22	ないんだらうなとか思わないっていうそれだけですすいません。はい。関西電力の荒井でございますちょっと説明不足だったので記載充実させていただきたいと思います。
1:51:35	火災対策室の斎藤です。今のこの7ページの、
1:51:40	ところは、これはあれですね、火災元の対象外の話であって、持ち込み可燃物の話とは話がちょっと違いますよね。
1:51:50	あくまでも影響評価するときの火災減ですね。
1:51:54	持ち込み可燃物NO話は持ち込み可燃物の話として必要で、その話については今んところ何も、
1:52:03	記載がされてなくて、そこについては別途、この中で記載をするっていう話なのかなというふうに私は理解をしてるんですけども、
1:52:14	足場材のゴムとかプラスチック製の素材って結構燃えるんで、
1:52:19	それを持ち込み可燃物として、
1:52:23	どういうふうに管理するのかっていうのは、ここの、結構6ページとか7ページとか8ページの話の中だと、すいませんよく私も内容を確認しないと、
1:52:37	この話どうこうということは一切言えないので、すいませんけどもちょっと持ち込み可燃物の、
1:52:43	例えば管理の範囲であるとか、持ち込み可燃物をどのようにするのかみたいなどころについては、ちょっともうちょっと具体的に資料充実してご説明いただいてもいいですか。
1:52:57	はい。関西電力吉澤でございますようしました。
1:53:14	規制庁西内です。すいません続けてですけども、
1:53:17	衛藤。
1:53:19	9ページ名。
1:53:24	9ページ目のこれ前回のヒアリングで確認した内容の続きですけど、
1:53:29	14条と15条のところは、ちょっと趣旨を明確化いただいたものの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:35	ちょっと一部わからなくて、
1:53:38	これ例えばなんですけどね、8 ページ目とかの図でいうと、
1:53:43	どれが主語になるって思えばいいんですか。
1:53:49	はい。関西電力吉田でございます。
1:53:52	8 ページでいうと、
1:53:56	この防護対象ケーブルという電線管の中にある防護対象ケーブル、
1:54:01	主語になります。
1:54:07	規制庁西内です。
1:54:13	主語はそれだと。
1:54:19	それが、
1:54:20	対策により必要な機能を損なわないことを確認する。
1:54:27	ていうのは、
1:54:29	この対策をやったとしても、引き続き火災防護対象機器が例えば、
1:54:36	安全設備だったら環境条件の話とかがあると思うんですけど、そういったところに適合しているかを確認しているんだってそういうことですか。
1:54:46	はい。関西電力吉澤でございます。
1:54:49	そういう、そういう確認という意味で書いております。
1:55:01	はい。規制庁西内ですわかりましたちょっと一つだけあるのはまずは 8 ページ目までの登場人物。
1:55:09	主語として書いてもらった方がわかりやすいかなって思いましたっていうところが一つと。
1:55:14	で、そういうとちょっと確認をしたかったのは、8 ページ目でいってルーこのエアロゾル消火設備ってこれ多分追加で設置するんですね今回、
1:55:24	これは十条 15 条の確認はしない。
1:55:29	てことですが 14 条 15 条の主語には入ってこない。
1:55:33	理解でいいんですけど。
1:55:38	はい。関西電力吉田でございます。エアロゾル消火設備も今回の系統分離対策で、松井河津。
1:55:46	対策になりますんで、
1:55:49	へえ。
1:55:50	また椅子へ確認する対象、もしこの電気盤というのが、
1:55:55	火災防護対象機器、
1:55:58	対象の電気盤であれば、確認する対象になると考えて、
1:56:04	規制庁ニシウチですけど、確認やっぱり主語を明確化して欲しいというそういうところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:10	火災防護対象機器の電気盤が主語なのか。
1:56:13	その電気盤に設置されているエアロゾル消火設備が主語なのか、っていうのをしっかり明確化していただいてもいいですか。
1:56:21	はい。関西電力ヨシダでしようしました。
1:56:24	はい。
1:56:25	衛藤葛西。
1:56:28	防護施設、いわゆるDBのナイトウ様。
1:56:32	竜巻とか溢水とかいろいろありますよね。ナイトウ様で、
1:56:38	設計基準対象施設かどうかっていうところの定義は、
1:56:42	理解されてましたっけ。
1:56:44	その定義を理解した上で説明いただければ、
1:56:47	と思います。よろしいですか。
1:56:51	はい。関西電力の澤でしようしました。
1:56:54	はい。よろしく申し上げます。
1:56:57	ここはそれくらいですかね。衛藤。
1:57:02	火災対策室のサイトウですいません。単純な話で1個だけ教えてくださいこのページ、結構文字の大きさが違って見えるんですね。文字の大きさの違いって何、何を表してるのかだけ教えていただき、図の中に、
1:57:17	例えばエアロゾール消火設備っていう、
1:57:20	文字と8ページのところね。
1:57:23	エアロゾール消火設備ってのは結構大きな文字で書いてあって、
1:57:26	電気盤が固定、葛西元っていう黒字で書いてありますけれども、なんか結構ちっちゃい字で書いてあって、
1:57:33	他の真ん中の持ち込み可燃物なしとか、右上の自己消火する設計とかいうのは結構でかいって書いてあるんですよ。
1:57:42	何か意味を持たせてるのかそれとも、これはもうたまたまわかりやすさとか説明したいところだけを強調してるっていうふうに見ればいいのかすみませんそこだけちょっと教えてください。
1:57:56	はい。関西電力の竹田です。この表の文字の大きさの配色ですけども、この赤文字で大きくしているところを、今回の設工認で追加するところとして、今日通して、
1:58:09	記載していることです。で、後の黒いで示しているところにつきましては、既設の設備であるといったところのスペースができるようになってことで黒い色で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:58:21	示しているものでございます。
1:58:23	火災対策室のサイドで、それであれば先ほどのニシウチの通り何を説明するのかっていう話を明確化していただければと思います。私からは以上です。
1:58:34	関西電力で承知しました。
1:58:37	はい。規制庁西内です続けて 10 ページ目ですけども、
1:58:42	10 ページ目、許可整合の話ですけど、
1:58:47	やっぱりその二つ目の矢羽根がやっぱりよくわからなくて、
1:58:50	一番最初に申請理由があったと思うんですけど、例えばそこリンクする話なのかなという理解を私はしているんですけど。
1:59:00	ちょっとそこら辺はその申請理由の充実化とあわせて見直していただければいいのかなと思ってました。ちょっと、
1:59:07	やっぱり 2 ポツの矢羽根で言いたいことが事実関係がやっぱり理解できなくて、
1:59:12	少し
1:59:14	今回、結局発生したとかっていうワードとかやっぱよくよく理解できなかったんですよね。
1:59:20	というところでちょっと先生理由とかも踏まえて、必要に応じて見直しもあればいいのかなと思います。
1:59:27	ちょっとそれ現状はやっぱり理解できなかったですっていうところでした。はい。あんまりすいません前回のヒアリングからステータスが変わってないですっていうそういうところですよ。
1:59:37	はい。関西電力吉田でございます。改めて記載を検討して修正させていただきます。
1:59:45	はい。規制庁西内です。11 ページ目 12 ページ目なんですけど。
1:59:56	11 ページ目はもう特にはない。12 ページ明わあ、
2:00:02	12 ページ目はすいません前回聞いた話だと括弧Aと括弧Bの関係。
2:00:08	括弧Bは要はヤマモトから括弧Aでこれやってたんだけど、今回括弧Bで徳田せして明確に徹底したいんですってそういう理解だったんですけど。
2:00:18	その意図をむしろ明確化して掘削明確化、明確に書いてくださいねっていうことを前回フェアでお願いしたつもりだったんですけど。
2:00:26	そういう事実関係であればその事実関係、欄外の部分、一つ目の矢羽根の部分とかに書いてもらえれば事実関係は明確になるのでっていうそういう理解をしています。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:37	はい。関西電力吉田でございます。ちょっと反映できてなくて失礼いたしました。B、括弧Bは
2:00:45	(エ)の徳田氏になりますんで、その旨を表の欄外等に記載させていただき、
2:00:53	はい、規制庁西内です。
2:00:56	あれですかね二つ目の矢羽根の感知消火の話はさっきお話した通りで、
2:01:01	そもそも何をやるのか施工に対策の中でしっかり1回クローズする話という理解をしているので、
2:01:06	ちょっと事実関係を整理して、
2:01:08	資料修正いただければ結構ね、結構ですよろしくお願いします。
2:01:14	はい。関西電力ヨシザワベッショしました。
2:01:18	はい。
2:01:19	規制庁西内ですあとお参考資料行くんですけどちょっと前回佐瀬読み飛ばしてたんですけど14ページ。
2:01:29	まずタイトルが、物量と対策期間ってなってる、
2:01:33	ていうだけの話なんですけどここははい。別に、正直、
2:01:38	何て言うんですかあまり意味をなさない部分だと僕はあまり思ってるので、適切にしておいてくださいねというだけですこれは。はい。
2:01:47	で、1056を1問。
2:01:51	16はさっき言った話ですよ。はい。で、
2:01:55	17ページか。
2:01:57	これとあれでしたっけ。最終的な姿って理解でいいんですけど。17ページで書いているものが、
2:02:06	要はいろんな対策が多分混在するよっていうことを言っているっていう理解でいいんですけど。
2:02:13	はい。関西電力吉田です。17ページがいろんな対策が混在した場合こうなりますという絵姿になります。
2:02:29	規制庁西内ですちょっとあれですね後の図面と一緒に話します。
2:02:36	ちょっとやっぱりですね、
2:02:40	ちょっとわかりづらいなあという気はしていて、
2:02:46	いや、そんなの私も今何がわかりづらいついていうのがうまく言語ができてないので、ちょっと後の図面と一緒に話をさせてください。
2:02:53	あと最後18最後とか一応18ページ目、18ページ目なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:59	さっき口頭で説明いただいた内容を踏まえてなんですけど、
2:03:05	まず検査指摘を受けて、
2:03:08	当該の現地制御盤を火災防護対象機器に追加しているか、っていうところでだからもう、あれですよ、追加してるって理解でいいんですよ。
2:03:19	関西電力として、
2:03:23	はい。関西電力ヨシダですその理解です。衛藤規制庁ニシウチですけど、火災防護対象機器に追加するだけなんでだけやったことって、
2:03:37	関西電力の新井です。ご指摘を3年検査の中でいただきまして、火災防護対象機器に追加するとともに、必要な系統分離対策を実施してございます。
2:03:50	規制庁ニシウチそうですね。対象に追加して対策をやってるわけですよ。
2:03:55	ていうところまでしっかりまず、要は泊10日1回書いてもらった方がいいと思うんです。
2:04:02	何か追加しているが、
2:04:04	て言われると、追加だけして、今回適正化しているよって言われると、対策はっていうと当然の疑問が生まれるっていうだけで、と当然してやってると思ってるんですけど、やってると理解はしてるんですけどしっかり書いて欲しいってそういうことですよ。
2:04:16	で、第1回
2:04:18	ちょっと次時系列を整理したくて、1回まず検査指摘を受けて、追加して対策やりました。を終えました。
2:04:26	で、今回の申請で、その部分の情報が出てくるから、あわせて情報も更新してますよ。だから、既工認から変更ないわけじゃなくて、一部情報は最新の状態に合わせて変更しているよ。
2:04:40	ていうだけの話ですよ。
2:04:51	はいその通りです。関西電力の荒井です。はい。その通りでございます。
2:04:55	はい。江藤。例えばそういう関係性をもう少し事実関係整理してきていただければと思いますよろしくお願ひします。内容は理解しましたので私は第2回、結構です。
2:05:08	ちょっと長くなってくるので、一旦これでパワーポイント区切りなのって、パワーポイント関係で規制庁側から他に1回なければ少しか休憩挟もうと思いますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:18	はい。
2:05:20	火災対策室のサイトウですちょっと17ページGのあの図なんですけども、
2:05:27	左側はこれはもともと火災区域全体として、赤崎隔日の中でこのような対策しますっていうんで全部、
2:05:40	灰色が塗ってあって灰色が対策範囲っていうのが
2:05:46	ですねっていう話だけなんですけども右側のこのハの部分なんですけども、
2:05:51	この花部分の特に平面の部分。
2:05:55	ここは
2:05:57	特にその防護対象になってる赤井、真ん中の赤い線の上の部分って、ここって対象範囲2なっているんですかねというのが、
2:06:07	ちょっとよくわかんなくて、
2:06:13	要は申し上げたいことっていうのは主語が何になってて、その主語側に対してどの範囲で対応していて、だからこの部分が、堆砂対策範囲なんですっていう。
2:06:26	ところの関係がちょっと見えづらいなと思ってるんで、すみませんけどもちょっとわかりやすくしていただいてもよろしいですか。
2:06:39	はい、関西電力吉澤でございます。
2:06:42	おっしゃるようにこの黄色ハッチングしていない健全性下の部分、ここは対策しているのかと言う事ですけども、ここは離隔距離でもって対策ができています。
2:06:56	ということで考えておりますんで、そういった内容がちょっと読み取れるように記載したいと思います。
2:07:07	すみません関西の棚橋です。
2:07:10	ちょっとこのページなんですけども、ちょっと位置付けも含めているかどうかもちょうと含めて、今回説明した内容と少し、
2:07:19	ちょっと違うかなという気もするんで、
2:07:24	今回はどういう概念でやってこられ、
2:07:29	これで妥当なんだっていうことを、主眼を置いて説明するということでしたので、
2:07:33	ちょっと個別の具体的なところはですね、
2:07:38	この個別の方の資料で説明するということでさせていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。
2:07:46	火災対策室の齋藤ですとりあえず説明をしていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:51	今事実確認をしているので、事実確認するために、この図の、すみません特に対象範囲の部分がよくわからないということでご質問させていただいた、確認をさせていただいてるだけです、
2:08:06	とりあえず、ここの部分で、他の話とごっちゃになって誤解があるとか何とかというような話のところについては、
2:08:15	すみません説明していただける事業者側の方で対応をお願いしたいと思います。
2:08:21	はい。監査委員の棚橋です。ちょっと承知しました。ここの部分の説明についてはちゃんとさせていただきますし、
2:08:30	この資料に含めるかどうか我々で判断させていただきたいと思います。
2:08:40	はい。
2:08:42	はい。規制庁の奥でございます。単純なセキ点だけなんですけども、
2:08:47	11 ページ 12 ページ。
2:08:49	の項目番号なんですけども、
2:08:51	順番的にこれは 7 ではなくて 8 だと思うので、修正をいただければと思います。
2:08:58	はい。
2:08:59	はい関西電力、ヨシダ実証しましたすみませんでした。
2:09:07	はい。規制庁に集中するパワーポイント部分何かキクチオガワから他にありますか。
2:09:12	よろしいですか。
2:09:13	はい。
2:09:14	一旦
2:09:16	10 分くらい。
2:09:18	休憩を挟む形でよろしいですか。関西電力はよろしいですか。
2:09:24	はい。
2:09:24	16 時 30 分再開でよろしいですかね。
2:09:29	はい。
2:09:30	1016 時 30 分まで再開させていただきます 1 回ブレークSIMMERす。
2:09:37	規制庁西内です。それでは再ヒアリング再開します。
2:09:41	パワーポイントの確認一通りさせていただきましたので、今度補足説明資料の別添資料の方の確認に進ませていただきます。
2:09:52	具体的にはまず別添 2-1 ですかね。先ほどの説明代表でいただいたところで確認なんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:59	まず別添 2-1 の 2 ページ目をお願いします。
2:10:07	衛藤。
2:10:10	ちょっと、まずまずやっぱり小項目を整理して欲しいという話にはほかならないんですけど、まずですね、左から行く等、
2:10:22	左っかマイカ区分番号名称は良しとして、
2:10:29	その次からですかね、安全停止に必要な機器等の有無、貯蔵機能の機器等の有無、設備の有無、成功パスの有無ってとこなんですけど、
2:10:40	この四つはまずどういう意味合いかっていうと、いや特にまずSA設備等がどういうふうに関連するかよくわかんなくて今回の話に、
2:10:49	ここの 4 行はどういう意味よ、4、4 列はどういう意味合いで書いてもらってるんだったっけ。
2:10:54	特にSA設備の有無の存在がよくわからなかったっていうのが、
2:10:58	はい。
2:11:03	別にあれですよそのあんまり理由がなかったんですということを整理して、はい。ていうだけで結構です今回の系統分に対する設計基準対象施設の系統分離対策の観点で、どういう意味合いでこの 4 列を書いているのかっていうところです。
2:11:20	関西電力遊佐でございます。この一覧表については再稼働購入の時の補足説明資料をベースにしております、ちょっと
2:11:32	いらぬ情報と削除ができていない部分があります。今回系統分離対策ということなので、必要な安全停止に必要な機器等々、
2:11:42	あと原子炉停止の成功パスがあるかどうか、だと思っておりますんで、ちょっとそういった観点わかるように、ちょっと項目整理したいと思えます。
2:11:56	規制庁西内です。そうですね、要はだからか、系統分離しなきゃいけない対象かどうかを示したいってそれだけの話ですよおそろく言いたいのは、
2:12:06	はい。関西電力吉谷その通りでございます。で、ちょっと何て言うんですかね表現を明確に使い分けて欲しいと思うのは、何かですね火災影響評価の何か内容にも読めるんですよ。
2:12:19	要は
2:12:21	火災影響評価は影響軽減の中の要求ではありますけど、最終段の確認行為だけですよね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:29	まず今回の前段階の系統分離対策としてやっている部分の確認をしていると思っているので、ちょっと紛らわしいワードあんまり使って欲しくないなというところでした。
2:12:39	だから何を説明したいのかっていうところ火災防護対象の今回、当間系統ブリッドの対象かどうかって言う意味合いで書きたいのであれば、それがわかるように書いてもらえればただそれだけの話かなと思います。
2:12:52	ちょっとそのファクトを整理してもらってまず、この4列は整理をそういう観点でしていただいてもいいですか。
2:12:59	はい。関西電力竹田です。承知しました。
2:13:01	はい。規制庁西内です。次です。感知消火消火方法のこの3列なんですけど、
2:13:08	この3列が、次またどういう意味合いかなんですけど、これはあれですか、発生防止、感知消火、影響軽減の感知消火のパートの話をしたいのか。
2:13:19	もしくは、影響軽減対策として、いわゆる採用している消火、感知自動消火の話をしたいのかどっちの話ですか。
2:13:29	このファクトだけなんですけど32。はい。
2:13:37	関西電力吉田でございます。消火設備の部分スプリンクラーとかの後に括弧で消火困難系統分離とあるんですけども、
2:13:47	今回系統分離のものなんで、すべて系統分離というところが入ってきてるんですが、
2:13:55	消火困難というのはその感知消火のパートで系統分離と書いてある消火設備が、今回の系統分離対策で期待しているものと、
2:14:06	そういう整理になってます。
2:14:09	はい。だからこれも同じ話で、何を説明したいのかなんですよね。
2:14:14	さっきの話も一緒なんですけど、まずこの区域区画の前提条件しっかり説明したいんです。そのあとに、系統分離の話を今回説明したいんですっていうんだったら、そういう表にして欲しい。
2:14:27	系統分離の話を最初からしてるんですってだったらそういう表にして欲しいでそれだけかなと思います。今何かいろんな情報がまざっていて、何の評価がわからないんですよね。
2:14:36	これをどう読めばいいかっていうのが最初のそのタケダさんの説明を聞いてもちょっとよく、頭について入ってこなかったのは、
2:14:42	朝各項目がどういう目的で書いてるかがわからなかったのも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:47	そういう観点を踏まえてちょっと事実関係整理をいただいて説明をいただきたい。
2:14:53	それでちょっと確認をさせていただきたいなと思ってます。よろしいですか。
2:14:59	はい。関西電力よさで承知しました。
2:15:03	はい。そういう意味でいうと多分火災感知器の列は完全に系統分離とは関係ない話なんだろうねこれは、非常に多分この区域区画に設置してあるものっていう多分それだけの話だと思うので、
2:15:13	前提条件として各分野別にいいんですけど、前提条件であれば前提条件として書いてもらうってそれだけの話かなと思います。
2:15:21	はい。防護する系統は先ほど齋藤からもちょっと話ありますけどこれは系統分離として、A系B系どっちを防護しますかってそれだけの話って思えばいいですよ。
2:15:31	要は一番上のところの区画においてはA系を防護するようにしてるんですってそういうことですよ。
2:15:38	はい。関西電力武田です。その通りでございます。はい。まず項目の考え方がわかりました。だからここはもうそのままよくてで、
2:15:47	次のと次の二つ、あれですかね。
2:15:52	次の三つかな、防護対象のケーブル等への、うん、防護対象の電線化の有無で基本設計方針なんですけど、
2:15:59	ちょっとすいませんさっきの竹田さんの説明でもし触れられてたのかもしれないですけどちょっと私が頭が追いついてなくて、もう1回確認なんですけど。
2:16:07	これ基本設計方針、まず、基本設計方針に書いてる、
2:16:11	イがないのかな、イロハっていうのは、
2:16:14	まさに基本設計方針のどの対策かってそういう話ですよ。
2:16:17	であれば、ちょっとすいません申し訳ないんですけど。
2:16:21	イロハの凡例をここに書いといてもらってもいいですかちょっと資料が、いろんなところに飛ぶとちょっとわかりづらいので、
2:16:28	はい、関西電力タケダで承知しました。
2:16:31	はい。規制庁西内です、そういう意味で言うと、
2:16:35	一番これよくわかんなかったのが、この基本設計方針の列は、
2:16:40	電線管に対しての、
2:16:42	適用する基本設計方針の話ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:16:45	要は、ケーブルトレイについては、以下炉でやってるはずなんですよね。
2:16:51	関西電力竹田です。おっしゃる通りで、この移動はは全然間の防護に対する処置を示しております。
2:16:59	はい。項目の順番的に何となく理解もできるものの、一方でケーブルトレイの有無って書いてそれに対しての情報が何か不足しているように見えるので、ちょっとそのわかるように書いておいて欲しい。それくらいですかね。
2:17:11	まさに備考欄はその具体的な内容を記載してもらっているとそういうことですよね。
2:17:15	関西電力竹田です。おっしゃる通りです。
2:17:18	はい。規制庁西内ですわかりましたちょっと项目的なところはそれをまた修正をいただくっていうのがスタートかなと思います。
2:17:27	ちょっとケーブルトレイの話を、結局これ図面とリンクすると思うんですけどね。別添、
2:17:35	2の、
2:17:38	別にの2かな、別添2-2で見ますけど、
2:17:43	別添2-2のちょっと3ページ名を見ながらなんですけど、
2:17:51	うん。
2:17:54	これすいません率直にお伺いしますけど、
2:17:58	理解、それから関西電力は関西電力の今日出席されているメンバーは、
2:18:03	これは読み解けるというそういう理解でいいですか。いや、すいません正直に言うと、
2:18:14	説明する気があるのかどうかっていうところがちょっと正直ですね。
2:18:20	ちょっと
2:18:22	何て言えばいいのかな。
2:18:25	ちょっと複雑すぎて、
2:18:27	なかなか理解になかなか
2:18:31	ん等どうやっては我々にこれはどう読んで欲しいのかっていう意図が伝わってこないなっていうところが正直なところでして、
2:18:39	そういう意味で、まず一番大きいのは、これ何を説明したい資料なのかっていうちょっと認識をちょっと確認したいんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:47	昨日比パワーポイントベースで要は今回の申請範囲、要は最終的な絵姿なのか、今回の申請範囲として要は系統分離対策新しく講じるじゃないですか。
2:18:57	新しく講じる内容部分について説明したいのか。
2:19:01	繰り返しですが最終的な姿なのかでいうと、
2:19:05	ここの、
2:19:06	資料はどっちをイテウして作っているかっていうと、多分今、最終的な絵姿の方なんですかね。
2:19:11	要は、ケーブルトレイが入ってるっていうことは、
2:19:20	ちょっとその辺、今あまりそこを意識できてなかったのであれば、ちょっと意識して欲しいんですけどっていうところがスタートで、
2:19:27	ちょっとまずお願いしたいのは、
2:19:30	今回やる範囲を対策っていうものが、
2:19:35	何かっていうのをしっかり説明をしていただきたいなどは我々まず側でそこを事実確認したいなと思ってますんで、
2:19:43	その上で、あくまで、今までの対策と組み合わせると最終的にこうなるんですけどっていうのはあると思うんですけど、まずスタートは、
2:19:53	今回の追加する対策まさに申請内容基本設計方針の変更内容っていうものはどういうイメージですかっていうそこがまず事実確認をしたいなと思っていて、
2:20:04	で、
2:20:05	私そういう意味合いでこれ読もうとしたときに、すごいやっぱりケーブルトレイとかいろんなものが入ってくるので、やっぱりその読みにくいなって思ってしまったんです。
2:20:15	というところで、
2:20:18	ちょっと、
2:20:19	その観点ですかね。でも要は、これただでさえ色が似たような同系色の色が多いんですよ。
2:20:28	例えば、例えばですけど、この凡例の左から、
2:20:32	凡例の左の移動もそうですけど、
2:20:36	ろうはとかですかね、この凡例の左から3列目のイロハとか、
2:20:41	正直わからない。
2:20:43	この黄緑と緑ですよ。
2:20:46	はい。
2:20:47	ちょっとただでさえ色が多くなってるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:50	ちょっとまず情報を限定するところからガスはどうなのかなって気はちょっとしていて、
2:20:55	なかなか難しいなと思うのは、電線管だけ変えても、ナカヤマ途切れ時になると多分そういうことだと思っていて、ちょっと何を優先するかだと思うんです。
2:21:06	そういう意味で例えばもうケーブルトレイを一層全部一色にしちゃうとか、例えばですよ。
2:21:12	だって今回ケーブルトへのトレンBとNトレンって何かそれを書くことになんの意味上がるかなんですけど、まだ何を説明した後なのかっていうのをちょっと明確にして欲しいんですよ。
2:21:26	ていうところがまず一つあって、
2:21:28	まず最低限一つあるのは、
2:21:33	今回、
2:21:34	対策する内容が、
2:21:39	どこですかっていうのは明確にわかるものが欲しいっていうところがスタートです。
2:21:46	その上で、他のケーブルトレイとかも入れる理由が何かあるのであれば、
2:21:51	その意図をしっかりと書いて欲しいっていうだけですかね。はい。
2:21:56	別に入れなくていいとまでは思っていないですよ。
2:22:00	言いたい気持ちもわかるんです。さっきのA系B系の話じゃないですけどね。言いたい気持ちもわかるんですけど、ただそれを説明する内容になってるかっていうところがすごい疑問のところで、
2:22:10	何を説明する資料なのかっていうところをちょっとしっかり精査をいただきたいと思っています。
2:22:16	ていうのがまず大枠な話で、
2:22:20	その上で、ちょっと凡例の確認からまずいきたいんですけど、
2:22:27	越冬
2:22:29	そういう意味ではさっきのパワポの4ページと多分並ぶイメージ。
2:22:36	カッと思うんですけど。
2:22:43	多分あれですよ。
2:22:45	このポツ、一番左側の凡例の印ポツろうポツって書いてあるじゃないですか。このEぽつろうとつって、
2:22:55	この4ページの、ぽつ論ポツと対応してるイメージなんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:00	アマヤもちょっと4ページの表取ってらっしゃいますから、この4ページの方は多分修正されると思うので、
2:23:05	要は今この書いてる、ポツろうポツっていうのは、今回の同等水準の対策として新たにやる部分の話をしたっていう理解なんでしたっけ。
2:23:18	はい。関西電力吉田でございますポツろうポツはもともと既工認の基本設計方針にあるポツポツ。
2:23:26	のことを言っております。
2:23:29	規制庁西内ですけど。
2:23:33	ちょっとその辺もう1回確認なんですけど、そういう意味で言うと多分これはだから全体的な最終的な絵姿を書いているものってそういうことですね。はい。関西電力ヨシダでその通りでございます。
2:23:44	わかりました。
2:23:48	ちょっと待ってくださいね。
2:23:52	今回
2:24:08	ちょっと待ってくださいすいません。
2:24:46	すいません規制庁ニシウチですけど、
2:24:50	ちょっと今回の基本設計方針の意味合いを確認したいんですけどね、3ページ目です。
2:25:00	今回の基本設計方針の意味合いって、要は、火災防護対象ケーブルはEぽつかろうぽつかハートつかどれかの対策やりますっていう意味合いでいいんですよ。
2:25:12	理解でいいんですよ。
2:25:15	だから、いわゆる火災防護対象ケーブルで、冒頭で話したケーブルトレイに敷設してない部分ですかね、ケーブルトレイ以外の部分については、すべてはポツでやりますっていう基本設計方針ではないんですよ。
2:25:30	で、その上、ここんこの資料は何かっていうと、あれですか。
2:25:37	元、
2:25:38	ちょ、これから工事をする。
2:25:42	要は、ケーブルトレイ以外の部分について、
2:25:46	現状はポツ適用する範囲はここで、ポツロープでやり切る部分もあるんですけどっていうそれを使い分けてる説明資料なんですかねこれ。
2:25:56	現状、
2:26:01	関西電力竹田でございます。おっしゃる通りでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:06	わかりました。規制庁ニシウチですちょっとあれですねまず伴令和をやっばり多いっていう、
2:26:12	ていう多分根本的な問題点があって、
2:26:15	ちょっとやっばり
2:26:18	なかなか、何を確認で、
2:26:21	すればいいのかはわからないというか、
2:26:23	多分ですね。
2:26:25	読みきれないやっばりっていう部分もあって、判例はやっばり減らして欲しいなとまずやっばり、
2:26:31	いろいろ説明したい内容があるのであれば、ちょっとお手数かもしれないですけどこれは、
2:26:35	ちょっと、
2:26:36	分割していただく。
2:26:38	とか、もしくは拡大いただくとか、
2:26:43	多分これ要は図面ベースだと思うんですけど、添付図面ベースだと思うんですけど、もうちょっと拡大いただいてパーツパーツごとにやるとか、ちょっとそういう工夫をいただきたいなっていうところを大きいところと言うと、
2:26:55	ちょっと別に方向性じゃなくてもいいのでご検討いただければと思います
2:27:03	関西電力駒井さん
2:27:05	ご指摘ご最もかなというふうに思います。
2:27:09	ですのでちょっとまた社内に持ち帰って検討しますけど、私の今のイメージでいきますと、
2:27:15	これ最後の最終的な仕上がりイメージです。はい。どちらかという、検査でご指摘を受けて、電線管対処しなきゃいけないと。
2:27:26	じゃあ、その対処しなきゃいけない、電線管をハードで使えますかと。
2:27:31	これを全体を説明しているイメージでちょっと作っちゃってて、
2:27:35	今回の申請範囲であるは、
2:27:38	に関して、ここはこうしますってことが、ちょっとぼけちゃってる資料になってるなど。
2:27:45	しかもフジイ細かい、
2:27:47	ということなので、
2:27:49	イメージとしてはLower基本情報として残るんだろうなど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:54	そうした上で、に関してですね、例えば先ほど冒頭ですね、タケダの方が説明した
2:28:03	とある区画。
2:28:05	もうちょっと拡大した上で、
2:28:08	このパワー報の中で説明したですね、例えば、パワポの
2:28:16	6 ページ目の、
2:28:19	右側の電気盤。
2:28:22	何とかちゅうのは、これは
2:28:25	これが 2 例え①とつけてですね、①の令和、こんなんですわと。
2:28:32	判例は、こういうふうな判例です個数番号を、
2:28:37	一番、一番一番というふうに判例も一番付けるし図面中にも一番付けるし、というふうな形で整理するとか、
2:28:44	同じようにそのケーブルトレイ、
2:28:46	6 ページ目の右側ですね、
2:28:50	ここで設備パワポで説明して 6 ページ目の右側っていうのはこれ図面現場に落とすと、こんなんですわと。
2:28:57	いうふうな形で、パワポと図面、実際の現場の例。
2:29:05	ていうのをご説明するところにまずフォーカスした。
2:29:10	資料を、
2:29:12	例示として示すと。
2:29:16	した上であとはちょっと具体的にもうちょっと見やすいようにちょっと工夫はしますけども、そういうふうな修正、
2:29:22	イメージにするべくちょっと持ち帰り検討させてください。
2:29:28	はい。規制庁西内ですそうですね。
2:29:31	ちょっとやっぱり判例が多いっていうのが一つの花、根本的な話とあとやっぱ図が細かいっていうところが多分二つ大きい要因があるので、そこを解消いただければと思います。
2:29:42	さっきの話でLower削除っていう話もありましたけど、
2:29:45	ただあれですよ。要は、
2:29:48	いわゆるケーブルトレイ以外、火災防護対象ケーブル、
2:29:53	ケーブルトレイに敷設されてない火災防護対象ケーブルっていうものを図示してもらって、
2:29:58	デパポツの対策やる範囲ここですって書いてもらえばおのずと、そりゃないところはいいかどうかどっちかやってるわけですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:05	という形にはなるのでそう意味でもあの範囲っていう意味では説明それで多分十分明確になるのかなという気もするので、
2:30:11	ただあれなんですけどさっきちょっと最初に基本設計方針、意味合いを先ほど確認させていただきましたが、要はどれかでやるっていうことは、多分使い分けるっていう前提だと思うんですね。そういった使い分けのイメージ。
2:30:23	というものが添付一って補足としてあること自体は、
2:30:26	理解はできるんですよ。だから、ろうが凡例に入ってくることは理解できるんです。
2:30:31	最終的な姿というよりかは、基本設計方針としてこうやって使い分けていくイメージなんですっていうことを説明する資料として来る分には理解ができるので、
2:30:40	さっき言ったように色がなくても、
2:30:42	要は、逆に逆説的に言えば、
2:30:45	書いてないところは色ですよっていうそういう話にしかないなので、そういう意味でも、明確に判例を減らして、
2:30:51	やはり減らしても、多分説明する内容ってのは多分変わらないのかなって気がしましたと。
2:30:57	ことですかね。で、
2:30:59	ちょっと凡例っていう意味でいうと、ちょっと2列目と3列目左から2列目と3列目のところがちょっとよくわからなくて、
2:31:07	一番最初の水平距離 6 メーターの範囲はわかりますと。
2:31:13	その下の電線管への対策。
2:31:18	大家へきつと。
2:31:21	前、耐熱シール取り付け、
2:31:24	この耐火へき設置で書いて、いや、
2:31:29	この大会セキ+耐熱シール取り付けっていうセットって、何かどっかに出てきてましたっけこのセットって。
2:31:39	関西電力の武田です。ちょっと日本語表現悪いんですけども、1時間耐火比木設置というところは、パウポの資料の 15 ページにございます。電線管の上に、
2:31:50	こういった措置を施すと、
2:31:53	いうところが耐火兵器と。
2:31:56	いう意味合いです。
2:31:59	で、量が耐熱シールというところは、自己関連のためのシール。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:05	いうことを示しております。
2:32:08	両端のパテ埋めのことを示しています。
2:32:11	はい。あれじゃ、ちょっとどっちかっていうとあれですね 5567 のイメージで聞いた方がわかりやすいか 6678 かな。
2:32:20	まだ 667 か。
2:32:23	67 のイメージで聞くと、
2:32:25	多分 1 時間耐火電線管に 1 時間耐火液膜パターンって、今回の審査、ポツの中でいうと、この 7 ページのパターンだけですよね。
2:32:37	今回追加対策する中でいうと、
2:32:40	電線管に対策をする場合って、これだけですよね。
2:32:44	POS 関西電力武田です。ポツの措置としましては 7 ページに記載してる通り、部分的に巻くという措置になります。
2:32:53	そうするとですよ、この 2 列目の凡例の一番下、油内包機器への対策って書いてるやつと、
2:33:00	何か意味が違うんでしたっけ。
2:33:03	とかですね、ちょっとこの凡例が、
2:33:05	この、こっちのパワポで聞いている対策の内容と何かマッチしてない気がしてて、よくわからない。
2:33:10	ていうところです。
2:33:13	往々に今言ったハートⅡ、上から二つ目ののは、上から二つ目ののは、二つのポツとかもそうです。上から二つ目の電線管への対策っていうのの耐火隔壁っていう意味合いと、
2:33:24	一番下のオレンジ色は何か意味合いが違うんですか。
2:33:29	ていうのが一つ。
2:33:31	はい。
2:33:32	で、あとは、さっき言った、+ 両端断熱シール取り付けっていうことは、要は、電線管に 1 時間隔壁等断熱シールを取り付けることで隔壁として何か整理するっていうそういう言い方なのかなって気がするんですけど。
2:33:45	それは何か 567 ページかどっかで書いてるんでしたっけ、そういう組み合わせ多分どこもなくて、ちょっとわからなかったというところ。
2:33:51	だから 4 ページ目で多分表彰していただくじゃないですか。そそれらとのリンクづけ、先ほど小森さんおっしゃっていただきましたけど、リンクづけっていうところをちょっと、この判例の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:34:01	内容も含めて、精査いただいて整理いただいて、説明をいただければと思いますそれでちょっと事実確認再度させていただきたいなと思ってます。
2:34:10	よろしいでしょうか。
2:34:12	はい。関西電力竹田です。承知いたしました。
2:34:16	はい。
2:34:18	判例はそういう意味でちょっとすみません正直、
2:34:21	2列目と3、左から2列目と3列目の判例はですね、理解ができなかったっていうのが正直なところです。すみません。
2:34:28	はい。
2:34:29	ちょっとファンドの説明内容とリンクさせるような形でお願いしますというところでございます。
2:34:35	よろしいでしょうか。
2:34:40	関西電力竹田です承知しました。パワポ側のコメントも踏まえてこちらの方も推したいと思います。はい。あとはすみませんファクトですけどこれは
2:34:51	多分この図面の右した、全部の図面の右下に書いてあるんですよね。
2:34:56	この施工図っていうところ。
2:34:58	で、江藤火災影響範囲電線管対策施工図って書いてるんですけどこれはこの理解正しいんですけど。
2:35:04	要は火災影響範囲の電線さんに対策をするってどっかで説明されてるんですけど。
2:35:09	これは何か多分今までのいろんな経緯を踏まえてこう書いてるだけって理解でいいですか。
2:35:14	はい。多分ちょっとえっとですね、ここの図面のイメージがわかんないんですけど、
2:35:18	多分これが現場に行ってもそのままこれをもとに対策するイメージなのであれば、多分こういうタイトルするとまた誤解を与えるだけなのかなと思っていてあまりそういう誤解を与える表現を使わない方がいいんじゃないですかっていうだけの話です。
2:35:29	ちょっとこういう部分も含めて全体的な用語の使い方をしっかり、
2:35:34	確認をいただければと今回多分そんなに時間ない中でいろいろ出してると思うので、はい。
2:35:39	で、しっかり精査いただいて、資料提出をいただければと思いますよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:44	はい。関西電力の竹田です。この表の表題につきましても、適正化させていただきます。
2:36:40	あと規制庁ニシウチです
2:36:44	サトウ。
2:36:45	これは単に資料関係的な話なんですけど、
2:36:48	ここのパワーポイントと、
2:36:50	補足説明資料って、
2:36:53	要は二つでセット簡潔二つ合わせて完結するものって理解なんでしたっけ、それともその補足説明資料の中を抜き出したのがこれってかPowerPointっていう理解なんでしたっけ。というだけの確認で。
2:37:07	衛藤。
2:37:08	できれば補足説明資料に一通り載ってるイメージで、それを抜き出したものが概要っていうイメージで我々と私少なくとも今まで、
2:37:17	理解をしてたんですけど、多分割とこのパワーポイントにしか載ってない、そもそもの考え方が結構あって、場合によってはですけど、この保安規定の審査資料と違ってよくやると思うんですけど、多分概要パワポ様の審査書にくっつけてとか、
2:37:30	すると思うので、ちょっと
2:37:32	そのお互いの関係性は、ちょっと整理をいただきたいなと思ってます。できればその補足説明資料、要はこの補足説明書の図面説明する時にも、
2:37:44	結局そもそも対策内容とのリンクがあるわけですね。
2:37:47	ただ補足の中で完結しないとなかなかまたいろんな資料行ったり来たりなっちゃうので、ちょっとその資料構成は、これゆくゆくで結構です。
2:37:55	最終的にはっていうところで結構です今のところ二つ並べて見てるのでいいんですけど、ちょっとどこかのタイミングでこれはちょっと整理をいただきたいなと思ってます。
2:38:03	お願いしてもよろしいですか。
2:38:05	はい関西電力の竹田です。承知しました。
2:38:09	はい。規制庁西内です。
2:38:12	で、あれですね割と、ちょっと図面、正直見切れてないっていうのがそれぞれのあれなんですけど、やっぱりそれなりに
2:38:20	対策範囲は、
2:38:22	正直発電所内ほぼほぼすべての区域区画が対象だっていう印象を受けてるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:27	例えば感覚としてはそういう理解で合ってますよね。
2:38:36	関西人の話です。この図面ですね、この例えば水色とかこう色塗られているところ、これが今回の対策のエリア、
2:38:47	というイメージだと思うんですけど合ってますかね。
2:39:02	はい。規制庁西内ですありがとうございます。
2:39:05	わかりました。ちょっと具体的な部分の図面はまた出てきたものを見て事実確認させていただきますありがとうございます。
2:39:12	はい。衛藤。私からは、今日の今日事実確認しておきたい事項は以上ですけれども、規制庁側から、全体を通してですけれども何かほかに追加確認事項ありますか。
2:39:34	規制庁臭い室の北嶋と申します。
2:39:37	今日の提示いただきましたパワーポイントのですね、16 ページの
2:39:42	図が、
2:39:47	下の方ですねちょうど枠囲みの範囲ですねちょっと表現に気をつけてですねお話をしたいと思います。
2:39:54	で、確認させていただきたいところなんですが、二つ目のですね、墨つき括弧の部分の、
2:40:02	一つ目の丸とあと三つ目のまず、上から三つ目の丸の部分です。
2:40:08	で、こちらの方ですね、表題の通りですね火災耐久試験にて、
2:40:15	耐火能力を確認するっていうことで、こちらの方のデータがですね、4月3日の前回の補足説明資料の方に出てると、解釈しております。
2:40:26	そちらの方についてですね、ちょっと整合性について確認させていただきたい。
2:40:33	4月3日の資料の補足説明資料のですね、
2:40:38	9 ページ部分。
2:40:50	それとですね9 ページ部分のですね、
2:40:55	(5)の表現ですね、こちらの方もちょっと枠組みがありますのでちょっと表現の方気をつけたいと思いますが、
2:41:02	こちらの括弧側の方のですねこのタイトルの部分、
2:41:06	のですね、ポツ、
2:41:08	系統分離方法の、またこれ枠囲みがございまして、
2:41:13	この枠囲みの一つ目と二つ目の部分の表記の部分とですね、
2:41:18	この後ですね、括弧第1-2-9の図というふうに飛んでおり、
2:41:23	19 ページにですね、第1-2-9の図というのが記載されております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:31	図に関しましてもですね、各学校がありますので表現に気をつけたいと思いますが、
2:41:37	先ほど述べています述べましたですね、9ページのポツのですね、あと、ごめんなさい。枠は、
2:41:46	各学校にですね、一つ目と二つ目の表現とですね。
2:41:50	19ページの第1-2の木野通の、その記載部分がですね、
2:41:55	一致しているのかどうかというのをちょっと確認。
2:42:07	関西電力の原子力事業本部から回答できますでしょうか。
2:42:21	関西電力原子力事業本部の狩野です。ちょっとご質問がですね、ご説明資料の、
2:42:34	1-2の、
2:42:37	9ページの(5)、5のことでよろしいですかね。
2:42:47	棚橋です。おっしゃってるのは、前回の補足説明資料の右下9ページ。
2:42:56	はい。(5)のaのところの、
2:43:00	この枠囲みされてる記載内容と、
2:43:05	それから、はい同じ資料の右下10、
2:43:11	9ページ。
2:43:12	はい。図のタイトル。
2:43:15	上の図のタイトル。
2:43:17	この記載が、
2:43:19	同一内容かというご質問でよかったですかね。
2:43:25	規制庁火災室の北嶋と申します。この第右下19ページの第1-2-9の図の中にですね、絵が書いてあります。
2:43:36	そこにですね先ほど9ページで示しましたのは9学校のですね、一つ目二つ目の記載とですね、
2:43:45	一致してるかどうか。
2:43:47	という部分になります。
2:43:50	規制庁ニシウチですけど、これと自動文字起こし機能を使ってヒアリングをさせていただいてますけど、別にしゃべっちゃいけないわけではなくて商業機密情報。
2:44:01	商業機密情報、しゃべってる場合は後で必要な処理をして、ホームページ公開させていただく、当該部分だけマスキングさせ方を変えさせていただきますので、ただですね今の確認は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:12	多分どういうふうには整合性が、何か確認できないと思っているのか多分この図の具体的な内容を話さないとなかなか、お互いコミュニケーション取れないと思いますので、
2:44:22	よければ、しゃべって話してもらえればいいのかと思います。
2:44:27	規制庁河西セイキ田島です。先ほどのですね右下 19 ページのですね第 1-2-9 の図の中にですね、耐火ボードといったものがございます。
2:44:37	●●(非公開情報)というのがございます。
2:44:40	この図を見る限りですね、1、下の方に 1、て言われたヒーターに近い側に 1 枚噛ましてあってですね、電線管の下の方にもう 1 枚過分出ると。
2:44:50	2 枚構造になってるような形になっております。で、右下 9 ページの表現でいきますとですね、厚さ●●(非公開情報)の耐火ボードというふうに表現がなっております。
2:45:00	つまりこの表現を読むとですね 1 枚しか使用されていないような表現にはなっておりますが、その点どちらが正しいのかというところがちょっと気になっております。
2:45:10	関西電力事業本部の加納です。
2:45:15	図面の方が正しいが多分正しいので、それに合わせて文字のほう 9 ページ目と、訂正させていただきたいと思います。以上です。
2:45:27	規制庁笠松北島です。
2:45:31	わかりました。あともう 1 点同じような類似した点で確認させていただきます。右下ですね 11 ページのですね、1 行目の部分ですね。
2:45:41	こちらの方、厚さ●●(非公開情報)の鉄板とという文章が始まっておりまして、1 行目ですね、後ろの方に断熱ブランケットといった表現がございます。
2:45:53	こちらの方は仙台市の 2-15 図っていうところに飛びまして、
2:45:57	こちらの方に 12 ページの表現かと思えます。
2:46:01	第 22 ページのですね、第 1-2-15 図を見るとですね、断熱ブランケット●●(非公開情報)がですね、上下二つ、断熱ボードを挟むような形でですね、入っておりますが、
2:46:15	こちらもですね、11 ページの表現とですね、22 ページの図と一致してるかどうかをちょっと教えてください。
2:46:25	関西電力原子力事業本部の河野です。こちらにつきましても先ほどと同じようにですね図面の方が正しい位置付けになりますので、文章側の方、
2:46:36	11 ページ側の方も正しく訂正したいと思います。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:42	はい。規制庁北嶋ですわかりました。
2:46:46	あともう一つなんですが、
2:47:05	右下 9 ページのですねさつき郷の話をしました。その下の(6)について確認させてください。
2:47:18	(6)に関しましてはですね、こちらの方ですね、第 1、右下 20 ページのですね、第 1-2-11 にですね、ブランケット 2 ヶ所使用。
2:47:30	してるような図面になっております。(6)の、右下 9 ページのですね、(6)の文章読むとですね、断熱材ブランケットとしか、
2:47:41	こちらの方はどちらが記載正しいのでしょうか。
2:47:49	関西電力原子力事業本部の河野です。こちらにつきましても図面が正しいです。同じように文章の方、訂正させていただきたいと思いと、いずれにつきましては図面の方が正しい
2:48:04	記載になっておりますのでそこの整合を確認した上で、全体的に修正確認したいと思いと。以上です。はい。規制庁葛西さん北嶋ですわかりました。よろしくお願います。
2:48:17	すいません。関西電力の荒井でございます。ちょっと 1 点補足させていただきます。
2:48:22	えっとですね、今例えば、今のブランケットの方ですと、この
2:48:27	1-2-10 ニイズをご覧くださいと、
2:48:33	温度をちょっと 2 点測ってるところがございまして、
2:48:37	この電線管表面温度となると、このブランケット 2 枚挟んだ位置になるんですけれども、
2:48:45	このブランケット上部ブランケット表面温度という方でいくとブランケットは 1 枚ですよというところ、我々としてはこのブランケット 1 枚挟んだところの温度でもって、
2:48:56	電線管の損傷温度に至らないというところ、見てますんで、
2:49:01	ちょっと詳細はもう一度確認しますけれども、こちらに関しては問題ないのかなと思っているところが 1 点とですね。
2:49:09	先ほどの二つ目の事例ですね、1-2 の 15 図、
2:49:15	こちらに関してはちょっとブランケットが 2 枚なのか 1 枚なのかというところもちょっと確認しておるんですけれども、あわせて、
2:49:21	この鉄砲
2:49:22	鉄板もちょっと一番上のところに入っておりますので、
2:49:26	薄目の鉄板ですね、こちらもちょうと含める必要があるのかというところを含めてちょっと今確認しているところでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:33	最初にご指摘いただいた、
2:49:39	1-2-9 図、こちらですね、
2:49:42	温度が何点か測ってるところございまして、
2:49:46	この下の 1-2-10 図で言うところの上部耐火ボード、加熱側温度、
2:49:53	というところで見るとこの耐火ボードが 1 枚、
2:49:58	に相当するので、それでもって問題ないのかなというふうに考えてございます。いずれについてもちょっと詳細確認をさせたさせていただいて回答させていただきたいと思います。以上です。
2:50:09	規制庁葛西スギタ島です。補足説明ありがとうございました。
2:50:13	もしもですね先ほどのお話ですね例えば岸第 1-2-10 図のですね、表現とかですねもしくは、第 1-2-16 図のですね表現、ごめんなさい、これは間違いですね。
2:50:27	第 1-2 の 12 図のですね表現とかですね、そちらに合わせたいというのであればですね逆にこの図の方のですね赤箱をですねずらしていただくとかですね、またそういった表現も必要なのかと思います。
2:50:39	あとちょっと実は確認書忘れたんですが、先ほど右側 19 ページのですね第 1-2-9 図でですね、こちらの方ですね、
2:50:50	ヒーター側に近いところですね鉄板が●●(非公開情報)が入っております。そのあとですね耐火ボードが●●(非公開情報)が入っているんですが、その間にですね、図面を見るとですね、どうも空間があるように見えますが、
2:51:03	この離隔距離は計算しなくてよろしいのでしょうか。
2:51:11	はい。関西電力の荒井でございます。そのちょっと空間のところも含めてはい。ちょっと確認の上、ご報告させていただければと思います。
2:51:20	規制庁、財津北嶋ですよろしくお願いいいたします。
2:51:27	はい。規制庁西内です。
2:51:31	引き続きですけど他に何か全体統制ですけど、事実確認事項ありますかよろしいですか。
2:51:38	規制庁は大丈夫ですかね。
2:51:40	はい。
2:51:41	全体通してです関西電力側から何かありますか。
2:51:46	よろしいですか。
2:51:47	はい。ウェブ参画ミイから何かありますか。一応最後なので原子力事業本部の方何かありますかよろしいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:58	原子力事業本部タナカです。特にございません。ありがとうございます。はい。ありがとうございます。高浜発電所の方向かありますか。
2:52:07	はい。高浜発電所です。特にございません。はい。大飯発電所の方向かありますか。
2:52:13	はい。大井初音氏特にございません。はい。美浜発電所の方向かありますか。
2:52:19	ヤマダ聖書特にございません。はい。最後スケジュール確認して
2:52:26	時間も余裕あるので、最後にまた何が残っているかとか、今日確認事項として何があったかっていう話だけちょっとまとめを確認して終わりにしたいと思いますけどそんな感じでよろしいですかね。はい。
2:52:38	衛藤じゃ先にスケジュール感は事務的なスケジュール感ですけども、
2:52:41	今日のヒアリング、ヒアリングでの確認事項を踏まえて、
2:52:46	一部資料を修正していただいてまたご提出いただくというところかなと思います。
2:52:53	江藤審査会合日程も割と近くなってきて、
2:52:59	多分それを公開されると思いますけども、はい。近くなってきているので、
2:53:04	パワーポイントの修正は、
2:53:07	できればしたくらいをめぐにお願いをできれば嬉しいです。
2:53:13	補足説明資料、別邸も含めたセット版ですかね、については／就学系のご提出をお願いしますって言うところではできるだけは檜原でしかないですけども、はい。
2:53:24	で、当間で行きたいところはもうできないところで、もうそのまま
2:53:30	ここまで行けばある程度の情報は外を育てると思いますので、できるところでの対応をお願いします。
2:53:36	はい。
2:53:37	というところくらいですかね。はい。
2:53:40	はい。関西電力吉田です。パワポ資料は明日で補足説明資料は来週月曜日提出いたします。
2:53:50	はい。全体的なスケジュールはこれからいいですけどよろしいですか。
2:54:05	はい。
2:54:05	はい、じゃあ江藤細かい部分また何かあれば、事務的にまた調整をさせてください。
2:54:13	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:54:13	事務的に日程調整とかですね、そういった部分はまた事務的に東京支社を通じてご連絡させていただければと思います。
2:54:20	すいません最後に、振り返りだけですけども、また移してもらって読み上げてもらう感じでいいですか。はい。
2:54:29	事業部、ホワイトボードコメント。
2:54:32	出せますか。
2:54:36	原子力事業本部タナカです。準備いたしますので少々お待ちくださいませ。
2:54:45	原子力事業本部タナカですすいませんちょっと電波状況小原悪くてもう一度お願いいたします。
2:54:56	関西電力磯田です。今表示されてますんで、
2:55:01	読み上げお願いします。
2:55:05	原子力事業本部田中です。承知いたしました。そうしましたら読み上げ開始いたします。
2:55:10	まずコメント事項として、まず全体のところで1ポツ目、前回のコメントをどこまでが資料反映しているかについてまずわかるように説明すること。
2:55:21	二つ目、マスキング範囲について適切な範囲に見直すこと。特に0補足、別添2に配置図と、
2:55:31	続いて3ポツ目、P10ページごめんなさいこちら審査会合資料P10ページの説明と、申請内容と乖離がある場合は、審査会合時には、今後適正化することがわかるように説明すること。
2:55:45	以上が全体の施設全体のコメントになります。
2:55:49	続きまして審査会合し、規制庁西田です。せっかく分けてもらってるので1個1個細かくいきましょか。こっち、はい。
2:55:59	衛藤本部タナカ承知いたしました。はい。
2:56:03	江藤。全体は多分あんまりなくて三つ目の矢羽根は別に審査会合時にこれ限定した話ではなくて、常にですね。
2:56:11	要は申請さ申請書に記載する内容と、何か違うとか変えたいと思ってるんだったら、ちょっと明確に説明してくださいというところですね事実確認の時には結局そこ違いがあると。
2:56:21	あれ何を確認してるんだっけってなっちゃうので。ていうだけの話をあまり審査会合時に限定した話ではないというところで、何か変えたいんだったら何で変わってるんだっけっていうその理由をちゃんと説明してくださいってそれだけですよね。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:33	全体はそれぐらいかなと思いますけど、はい。よろしいですかね。
2:56:37	はい、じゃあ続けて審査会を、パワーポイントの方ですかね。
2:56:41	はい。
2:56:42	概要説明資料の方についてお願いしてもいいですか。
2:56:46	多分二つ目のタイトルは多分これ別に、
2:56:49	概要説明資料というだけだと思っていて、はい。
2:56:53	はい。
2:56:55	はい、原子力事業本部田中です。そうしましたら概要説明資料、についていただいたコメントを読み上げます。
2:57:03	1 ポツ目P1 ページ、申請理由、括弧、対策工事の早期完了から続くの記載について申請理由を充実すること。
2:57:16	括弧、今の現場の状況では、既設計では対応できない箇所があったためと、
2:57:22	続いてP4 ページ、A、B4 ページに記載されている表について、
2:57:29	ろうの記載は、基本設計方針の記載に沿った形となるように見直すこと。
2:57:35	括弧隔壁に記載されている電線管内の自己消火、次、
2:57:40	次、すいませんこれは前線管内の自己消火。
2:57:46	次、菅火災感知、自動消火の分け方の見直しが必要。
2:57:53	続きましてP4 ページ、同じく、同表の各対策の主語についてわかるように記載を充実すること。
2:58:02	続きましてP5 ページ、現状の設備状況について記載を、19、充実すること。
2:58:09	同じくP5 ページ。
2:58:12	審査基準A、乙Bポツの設計の組み合わせた結果、設計を組み合わせた結果、弊社側の設計と整理できる理由について記載を充実すること。
2:58:25	続きまして、678 ページの図の説明のところ。今回追加で対策するものがわかるように、判例等で区別すること。
2:58:38	また、括弧B6 ページについては、P16 ページの内容と置き換えるかも含めて検討すること。
2:58:46	続きまして、6 ページ 7 ページ、防護対象を防護する手法に関して、防護対象への 55 葛西葛西への防護に分けて類型化すること。
2:59:00	概要説明資料続きますのでこのまま読み上げます。
2:59:05	続きましてP7 ページ、図について適正化すること。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:11	同じくB7 ページ、持ち込み可燃物なしの記載について、具体的な運用について別ページにまとめる記載、まとめ記載を充実すること。
2:59:23	続きましてP8 ページ、何を説明するかを明確化すること。
2:59:30	続いてp9 ページ。
2:59:32	主語をより明確化すること。で、火災防護設備の電気盤が主語なのか、それを防護する消火設備が主要なのか。
2:59:43	P10 ページ、二つ目の矢羽根申請理由について、B1 ページと同様に申請理由の記載を充実すること。
2:59:54	P11 ページ、タイトル番号を適正化すること。
2:59:59	P12 ページ、(エ)括弧Bの関係について分けたいと明確に修正すること。
3:00:07	続いてP14 ページ、タイトルについて適正化すること。
3:00:13	続いて、26 ページ、失礼しました。こちらは失礼しました。なし。不要でした。訂正いたします。続きましてP17 ページ、図面について、
3:00:27	工事対象範囲を明確にすること。
3:00:30	なお、ホームページに含めるデータも含めて、ホームページに含めるかも含めて検討すること。
3:00:39	続きまして、P18 ページ、追加した対象の対策の対策まで実施していることについて記載を充実すること。
3:00:47	また、事実関係を時系列で成立すること。
3:00:52	概要説明資料については以上となります。
3:00:59	はい。
3:01:00	1 ページ前に戻っていただいてもいいですか。
3:01:07	一番最初の申請理由のところですけど、
3:01:15	今の現場の状況では既設計では対応できない。いや、多分対応できないわけじゃないんですよ。そこら辺、
3:01:24	てて
3:01:25	明確に、
3:01:26	正しい情報で書いてもらえればいいってただけだと思っていて、はい。
3:01:31	単純に申請理由を充実してくださいというだけですよね。はい。
3:01:34	で、基本的にすいません適正化することとかっていうふうに求めているものは1個多分以降なくて、事実関係整理して説明してくださいって言うだけだと思いますので、
3:01:44	語尾はその意識を持ってもらえればと思いますこれ全般的な話です。
3:01:49	別に今直さなくてもいいです。で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:53	二つ目の4ページ目の話は、4ページ目の話は、
3:01:59	別に
3:02:01	何でもいいんですとぴあ説明の仕方は自由なので、
3:02:05	今の説明資料の構成だと、3ページ目と4ページ目の表で違いが出ることはその業界も何も書いてないのでわからないので、だったら、
3:02:14	少なくとも4ページ目の表は同じになってないとおかしいですよって言うだけなので、別に予算ページと4ページの表の繋がり、あとは、これはちょっと多分そのあとの話ですけど、4ページ目の表と、5ページ目以降の説明。
3:02:29	ていうところがちゃんとリンクしてしないとおかしいですよって言うところを確認でした。
3:02:35	別表の内容だけの話ではなくて、
3:02:38	3ページ目と4ページ目で4ページ目と5ページ目以降って言うものがちゃんとその関係性を、繋がりを持って説明をしていただかないと、
3:02:47	なかなか今行間が多分抜けてるところが大きいので、ちょっと論理的に理解ができないって言うところでしたって言うところでございます。
3:02:56	はい。
3:02:57	4ページ目の主語の話はそうですねと、5ページ目の設備状況もそうですねと。
3:03:05	で、あとは、
3:03:07	一番下の矢羽根ですかね。
3:03:11	はい。
3:03:12	一番下の矢羽根は、
3:03:20	多分ここだけの話ではなくて、
3:03:24	まずそもそもとして私、今日いろいろ説明を聞いて理解したと思っているのは、
3:03:29	火災防護審査基準自体、老ハラじゃなくてソウダのABCか。
3:03:34	ABCは、そもそも防護対象を直接防護してますよねと。
3:03:39	今回の対策は、それとは多分、大きく結構変わってくるなと思うのは、基本的には火災下の方を何か対処しようと思ってるわけですよ。
3:03:48	で、ただ、その中にも一部、防護対象を守りに行くものも含んでいるってそういうことですよって言うその全体的なパッケージがわかるようになっていくことだと思っていて、
3:03:58	6ページ目と7ページ目だけの話ではないって言うふうに確認したつもりでした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:05	はい。
3:04:07	ていうところですかね。次のページって進んでいただいて、
3:04:15	8 ページ目。
3:04:20	三つ目の矢羽根の 8 ページ目、何を説明するかを明確化することなんですけど、これ僕が言った話でしたっけ。
3:04:29	これ何なんでしたっけ。
3:04:32	いや、単純にこれは私が確認したっていう意味合いでいうと、
3:04:36	消火設備っていうものが、感知器を含んでるか含んでないかがわからないので、そういう意味でその消火設備って言うてるものの内容と、
3:04:45	オクとかをちゃんと明確にっていうだけのイメージだったんですけど。
3:04:50	これはあれですかその話を変え、変えてるんですけど何を説明するか明確化することっていうのは、
3:04:56	原子力事業本部タナカです。こちらの記載の意図としましては、すみません。これ最初ニシウチ様に言っていたかかどうかというところをちょっと説明してしまったんですけどもこちらで記載した意見としましてはこのページが何を主張するものなのかというところが現状の資料ではわかりにくいので、
3:05:15	ここのページで何を説明するかという主題をしっかりと明確化した上でちょっと資料を修正することという、意図として受け取ってございます。
3:05:25	すみません。浅井電力の荒井です。ちょっと私の認識だと、ここのですね持ち込み可燃物なしと書いてるところが、
3:05:36	今のままだとそういう一時的に作業で持ち込むものも含んで持ち込まないと読めるので、仮置に対して置きっ放しにしませんよという、
3:05:47	説明をしたところちょっと説明不足であるという、はいそこを説明を充実させてもらうというそういう意図でございます。
3:05:54	理解できました。ありがとうございますそういう意味でいうとあれですね、多分その二つ、1 個前の持ち込み可燃物なしっていうところをどう考えてるのかって言った説明の充実の話ですね。はい。
3:06:05	そうです。わかりました。だから二つ目の矢羽根 2 号炉、二つ目の矢羽根で完結する話ですね。はい。
3:06:12	了解です。わかりました。
3:06:15	で、そのつ次の次かな。二つ目の矢羽根申請理由について、
3:06:22	P1 と同様になって、窓同様にではなくて、
3:06:26	例えば P1 の申請理由で、要は今回どういう設計をしているのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:31	ということが明確になるはずなんですよね。そのどういう設計をしているのかっていうことが明確になれば、この許可整合のところでは何で今回、
3:06:40	工認段階なのか、という多分説明に繋がっていくもの関連性は高いものなのかなと私はそういう理解をしていたので、ちょっとその先生理由の修正内容を踏まえて、
3:06:50	ここの記載は具体化いただき、具体化して説明をいただきたいですっていうふうをお願いしたところでした。
3:06:57	別に同じことを書けとそういう話ではないというその認識だけですと、
3:07:03	はい。
3:07:06	はい。
3:07:07	で、
3:07:09	それくらいですかね。私からはそれくらいですけど、何か皆さんから他にありますか。
3:07:23	関連コモリですけど、ちょっと。
3:07:26	受けてるなと思うのが、1枚目に戻ってもらって、
3:07:32	刀禰4ページ目の中で、齊藤さんの方から水平距離の定義、
3:07:40	これをちょっと明確にしてくださいって話があったんで、
3:07:44	これをコメントとして追加してください。
3:07:51	原子力事業本部田中です。承知しました。今、パワーポイント資料に反映いたしましたので、ご確認をお願いいたします。なんかちょっとね、うまいこと映ってないかもしれない。
3:08:06	そうですねはいはい。それとねこれは、一番はもうパンパンから2枚目でもいいけど、7ページ目のところで、等の記載が多いから、これーをちゃんとな、何、何を意味するのか。
3:08:24	書いてねっていうのはこれ書いてある。
3:08:28	うん。内々ねーっていうのをちょっと追加してくださいと。
3:08:34	あと8。
3:08:43	あと8ページ目の方では、
3:08:47	刀禰府たが、何かこう追加したのになんか町、何ていうかな。
3:08:53	へえ。
3:08:55	トレイの蓋の色。
3:08:58	うん。間違ってる。
3:09:03	トレイのふたが追加したのならそれがわかるようにして修正すること。
3:09:25	そうですね。はい。
3:09:28	事業部田中です。町長よろしいでしょうか。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:32	江藤本件、今のご指摘、※追加のご指摘につきましては、ちょっと読みにくいんですが、1 ページ目に戻りまして下から二つ目の矢羽根B678のところ、
3:09:45	ちょっとその意図をフクマせて記載はしてございました。その括弧書きの2 足すんでもいいです。ちょっとあとで編集しましょうか。
3:09:55	承知いたしました。これでとどめておきます。そん中に入ってるんかもしらんけど同じく8 ページ目
3:10:02	スプリンクラーだけやったら感知器が入ってるかどうかわからんから。
3:10:07	それをわかるようにしてくれっていうコメントもこの中に入れたつもりなのかな。
3:10:18	原子力事業本部タナカです。はい。その認識です。それちょっと明示的に書いておきましょうか。
3:10:25	議事録の中で承知いたしました。はい。私からの気づきは以上です。
3:10:33	規制庁西内ですすみません、ちょっと思い出しました。
3:10:37	4 ページ名。
3:10:42	4 ページ目の一番下の行。
3:10:45	もうこれが結局どこにも説明できてなくて、
3:10:48	12 ページ目の保安規定の方で説明あったんですけどっていう話だったんですけど、要はあくまで施工認申請の内容施工に申請としっかり説明を仕切ってもらって、
3:10:58	という話があったと思うので、どっちかっていうとあれですねだから、
3:11:02	多分水平一番下の話だけじゃなくて、
3:11:06	隔壁等の中の電線管の自己消火っていうパーツ、もう、要は、その後ろの説明出てこないの、だからこの4 ページ目の一番右下に書いてる内容を、
3:11:19	しっかり具体的な内容を、5 ページ目から、今の構成でいうところの、
3:11:26	8 ページ目まで、
3:11:28	その中でしっかり施工認申請の具体的な内容としてしっかり書き切ってもらわないと多分要は、そういう意味では、一番最初のあれですかね、3 ページ目と4 ページ目4 ページ目と5 ページ目以降の繋がりにってところで、しっかりそこを整理して説明をいただきたいという。
3:11:43	ちょっと明確に
3:11:45	ただそこが一致してないと思っているってそこだけ確認を、はい、伝えておきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:11:52	あとはすいません瑣末な点ですけどごめんなさい。1点だけ、14ページ。
3:11:57	14ページは、別になさタイトルを修正しなくても表を修正してもなんで高頻度でっていうだけの話ですこれは、はい。すいません。一致してないので、整理してくださいねっていうだけの話と思ってもらえればと思います。はい。
3:12:10	というところで私からはすいません追加分で以上ですが、概要説明資料文庫規制庁がわからない他にありますか。よろしいですか。
3:12:18	はい。
3:12:19	また電力側もよろしいですかね。はい。
3:12:21	すいません最後補足説明資料パートですか。はい。
3:12:27	読み上げていただいてもよろしいですか。
3:12:30	編集部事業本部田仲です。はいそうしましたら補足説明資料側のコメントを読み上げます。
3:12:36	まず一つ目別添2-1、一覧表のうち、今回の申請に関係ない項目を削除して必要な項目を整理すること。
3:12:45	同じく別添2の1、系統分離と火災影響軽減は混同させないように、記載を見直すこと。
3:12:53	同じく別添2-1。
3:12:56	基本設計方針の項目について、イロハの凡例を追記すること。
3:13:01	また、伝播の遅い方針であることがわかるように、表現と、わかる表現とすること。
3:13:09	続いて別添2-2。
3:13:12	今回実施する対策、括弧申請範囲は何かを明確にすること。
3:13:18	その上で他の情報、
3:13:20	括弧、ケーブルトレイオカ設計の表現の仕方について見直すこと。
3:13:27	説明したい内容が複数ある場合は、資料を分割することも考慮して検討すること。
3:13:34	同じく別添2-2。
3:13:35	判例の記載について適正化すること。
3:13:42	その他、すいません資料として明確な番号はないんですが、こちら概要説明資料、
3:13:53	概要説明資料と補足説明資料のそれぞれの説明範囲について適宜見直しを実施すること。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:14:01	括弧審査概要説明資料の内容が一部補足説明資料に含まれてない箇所がある。
3:14:07	ためその適正化をすること。
3:14:14	そして最後、補足 1-2。
3:14:17	耐火隔壁の火災耐久試験について、図面、第 1-2-9 図等、
3:14:24	と、それらの文書の記載があていない箇所について修正すること。
3:14:30	以上になります。
3:14:33	はい。規制庁西内です。一つ目の矢羽根。
3:14:38	別に今回の申請に関係のない項目を削除してっていうよりかは、単純に項目の意味合い目、小項目を設けて意味合いってものをしっかりとウ目的を持って説明をしてくださいというだけの話ですね。
3:14:52	別に何て言うんですか。
3:14:54	前提条件として説明したいのであればそれは趣旨は理解できますし、であれば前提条件っていうことにわかるように説明をして欲しいというだけですね。だから今回の申請との関係を、
3:15:05	小項目ごとにちゃんと整理をして、それがわかるように、表に記載をしていただければというふうに思っていたいただければと思います。
3:15:14	はい。
3:15:19	か。別に関係しない項目は載せちゃ駄目っていうふうに言ってるわけではないということだけご理解いただければそれで大丈夫です。はい。
3:15:28	前提条件として必要なときもあると思うのももちろん。はい。
3:15:32	で、
3:15:37	まあそれくらいですかね。はい。
3:15:40	はい。
3:15:42	関西電力コモリですけど、1 個抜けてるのが、別添の 2-2 の方の資料で、
3:15:51	図面の名称。
3:15:57	に関して適正化することというコメントを追加してください。
3:16:07	議事録事業本部高です。承知いたしました。修正いたします。
3:16:11	はい。規制庁西内ですけど他に来て町側から何かありますか。よろしいですか。
3:16:16	はい。
3:16:17	関西電力はもうよろしいですか。
3:16:19	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:20	すいません確認事項について、正確できないのは別にそれはしょうがないと思いますので、はい。できる範囲で修正したものをまたご提出ください。
3:16:30	はい。
3:16:31	すいません
3:16:32	改めて全体を通してですけども関西電力側から何かありますかよろしいですか。
3:16:38	はい。
3:16:39	規制庁側から何か全体通してあります。よろしいですか。はい。
3:16:43	じゃあ今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。